

## 工 事 数 量 総 括 表

工 事 名      R 8 甲府河川国道事務所管内区画線設置工事

国土交通省 関東地方整備局  
甲府河川国道事務所 道路管理第二課

# 工事数量総括表

| 工事名             | R 8 甲府河川国道事務所管内区画線設置工事 ( 当 初 )      |    |         |         |      |    |
|-----------------|-------------------------------------|----|---------|---------|------|----|
| 工事区分・工種・種別・細別   | 規格                                  | 単位 | 数量 (前回) | 数量 (今回) | 数量増減 | 摘要 |
| 道路修繕<br>甲府出張所管内 |                                     | 式  |         | 1       |      |    |
| 区画線工            |                                     | 式  |         | 1       |      |    |
| 区画線工            |                                     | 式  |         | 1       |      |    |
| 溶融式区画線          | 溶融式手動 実線 15cm 厚1.5mm 排水性舗装無         | m  |         | 15,000  |      |    |
| 溶融式区画線          | 溶融式手動 破線 15cm 厚1.5mm 排水性舗装無         | m  |         | 5,000   |      |    |
| 溶融式区画線          | 溶融式手動 ゼブラ 45cm 厚1.5mm 排水性舗装無        | m  |         | 250     |      |    |
| 溶融式区画線          | 溶融式手動 矢印・記号・文字 15cm換算 厚1.5mm 排水性舗装無 | m  |         | 250     |      |    |
| 仮設工             |                                     | 式  |         | 1       |      |    |
| 交通管理工           |                                     | 式  |         | 1       |      |    |
| 交通誘導警備員         |                                     | 式  |         | 1       |      |    |
| 交通誘導警備員         |                                     | 式  |         | 1       |      |    |

# 工事数量総括表

| 工事名           | R 8 甲府河川国道事務所管内区画線設置工事 ( 当 初 ) |    |         |         |      |    |
|---------------|--------------------------------|----|---------|---------|------|----|
| 工事区分・工種・種別・細別 | 規格                             | 単位 | 数量 (前回) | 数量 (今回) | 数量増減 | 摘要 |
| 直接工事費         |                                | 式  |         | 1       |      |    |
| 共通仮設費         |                                | 式  |         | 1       |      |    |
| 共通仮設費         |                                | 式  |         | 1       |      |    |
| 技術管理費         |                                | 式  |         | 1       |      |    |
| 道路施設基本データ作成費用 |                                | 式  |         | 1       |      |    |
| 共通仮設費 (率計上)   |                                | 式  |         | 1       |      |    |
| 純工事費          |                                | 式  |         | 1       |      |    |
| 現場管理費         |                                | 式  |         | 1       |      |    |
| 工事原価          |                                | 式  |         | 1       |      |    |
| 一般管理費等        |                                | 式  |         | 1       |      |    |
| 工事価格          |                                | 式  |         | 1       |      |    |

工事数量総括表

|               |                        |    |         |         |      |    |         |
|---------------|------------------------|----|---------|---------|------|----|---------|
| 工事名           | R 8 甲府河川国道事務所管内区画線設置工事 |    |         |         |      |    | ( 当 初 ) |
| 工事区分・工種・種別・細別 | 規格                     | 単位 | 数量 (前回) | 数量 (今回) | 数量増減 | 摘要 |         |
| 消費税相当額        |                        | 式  |         | 1       |      |    |         |
| 工事費計          |                        | 式  |         | 1       |      |    |         |
|               |                        |    |         |         |      |    |         |

# 工事数量総括表

| 工事名                     | R 8 甲府河川国道事務所管内区画線設置工事 ( 当 初 )      |    |         |         |      |    |
|-------------------------|-------------------------------------|----|---------|---------|------|----|
| 工事区分・工種・種別・細別           | 規格                                  | 単位 | 数量 (前回) | 数量 (今回) | 数量増減 | 摘要 |
| 道路修繕<br>大月出張所管内         |                                     | 式  |         | 1       |      |    |
| 区画線工                    |                                     | 式  |         | 1       |      |    |
| 区画線工                    |                                     | 式  |         | 1       |      |    |
| 溶融式区画線<br>夜間<br>著しい時間制約 | 溶融式手動 実線 15cm 厚1.5mm 排水性舗装無         | m  |         | 7,500   |      |    |
| 溶融式区画線<br>夜間<br>著しい時間制約 | 溶融式手動 破線 15cm 厚1.5mm 排水性舗装無         | m  |         | 1,500   |      |    |
| 溶融式区画線<br>夜間<br>著しい時間制約 | 溶融式手動 ゼブラ 45cm 厚1.5mm 排水性舗装無        | m  |         | 300     |      |    |
| 溶融式区画線<br>夜間<br>著しい時間制約 | 溶融式手動 矢印・記号・文字 15cm換算 厚1.5mm 排水性舗装無 | m  |         | 200     |      |    |
| 仮設工                     |                                     | 式  |         | 1       |      |    |
| 交通管理工                   |                                     | 式  |         | 1       |      |    |
| 交通誘導警備員<br>夜間           |                                     | 式  |         | 1       |      |    |
| 交通誘導警備員<br>夜間           |                                     | 式  |         | 1       |      |    |

## 工事数量総括表

| 工事名           | R 8 甲府河川国道事務所管内区画線設置工事 ( 当 初 ) |    |         |         |      |    |
|---------------|--------------------------------|----|---------|---------|------|----|
| 工事区分・工種・種別・細別 | 規格                             | 単位 | 数量 (前回) | 数量 (今回) | 数量増減 | 摘要 |
| 直接工事費         |                                | 式  |         | 1       |      |    |
| 共通仮設費         |                                | 式  |         | 1       |      |    |
| 共通仮設費 (率計上)   |                                | 式  |         | 1       |      |    |
| 純工事費          |                                | 式  |         | 1       |      |    |
| 現場管理費         |                                | 式  |         | 1       |      |    |
| 工事原価          |                                | 式  |         | 1       |      |    |
|               |                                |    |         |         |      |    |

# 工事数量総括表

| 工事名               | R 8 甲府河川国道事務所管内区画線設置工事 ( 当 初 )      |    |         |         |      |    |
|-------------------|-------------------------------------|----|---------|---------|------|----|
| 工事区分・工種・種別・細別     | 規格                                  | 単位 | 数量 (前回) | 数量 (今回) | 数量増減 | 摘要 |
| 道路修繕<br>大和国道出張所管内 |                                     | 式  |         | 1       |      |    |
| 区画線工              |                                     | 式  |         | 1       |      |    |
| 区画線工              |                                     | 式  |         | 1       |      |    |
| 溶融式区画線            | 溶融式手動 実線 15cm 厚1.5mm 排水性舗装無         | m  |         | 10,000  |      |    |
| 溶融式区画線            | 溶融式手動 破線 15cm 厚1.5mm 排水性舗装無         | m  |         | 2,000   |      |    |
| 溶融式区画線            | 溶融式手動 セブアラ 45cm 厚1.5mm 排水性舗装無       | m  |         | 200     |      |    |
| 溶融式区画線            | 溶融式手動 矢印・記号・文字 15cm換算 厚1.5mm 排水性舗装無 | m  |         | 500     |      |    |
| 仮設工               |                                     | 式  |         | 1       |      |    |
| 交通管理工             |                                     | 式  |         | 1       |      |    |
| 交通誘導警備員           |                                     | 式  |         | 1       |      |    |
| 交通誘導警備員           |                                     | 式  |         | 1       |      |    |

## 工事数量総括表

| 工事名           | R 8 甲府河川国道事務所管内区画線設置工事 ( 当 初 ) |    |         |         |      |    |
|---------------|--------------------------------|----|---------|---------|------|----|
| 工事区分・工種・種別・細別 | 規格                             | 単位 | 数量 (前回) | 数量 (今回) | 数量増減 | 摘要 |
| 直接工事費         |                                | 式  |         | 1       |      |    |
| 共通仮設費         |                                | 式  |         | 1       |      |    |
| 共通仮設費 (率計上)   |                                | 式  |         | 1       |      |    |
| 純工事費          |                                | 式  |         | 1       |      |    |
| 現場管理費         |                                | 式  |         | 1       |      |    |
| 工事原価          |                                | 式  |         | 1       |      |    |
|               |                                |    |         |         |      |    |

# 工事数量総括表

| 工事名               | R 8 甲府河川国道事務所管内区画線設置工事 ( 当 初 )      |    |         |         |      |    |
|-------------------|-------------------------------------|----|---------|---------|------|----|
| 工事区分・工種・種別・細別     | 規格                                  | 単位 | 数量 (前回) | 数量 (今回) | 数量増減 | 摘要 |
| 道路修繕<br>峡南国道出張所管内 |                                     | 式  |         | 1       |      |    |
| 区画線工              |                                     | 式  |         | 1       |      |    |
| 区画線工              |                                     | 式  |         | 1       |      |    |
| 溶融式区画線            | 溶融式手動 実線 15cm 厚1.5mm 排水性舗装無         | m  |         | 5,000   |      |    |
| 溶融式区画線            | 溶融式手動 破線 15cm 厚1.5mm 排水性舗装無         | m  |         | 1,000   |      |    |
| 溶融式区画線            | 溶融式手動 セブアラ 45cm 厚1.5mm 排水性舗装無       | m  |         | 200     |      |    |
| 溶融式区画線            | 溶融式手動 矢印・記号・文字 15cm換算 厚1.5mm 排水性舗装無 | m  |         | 150     |      |    |
| 仮設工               |                                     | 式  |         | 1       |      |    |
| 交通管理工             |                                     | 式  |         | 1       |      |    |
| 交通誘導警備員           |                                     | 式  |         | 1       |      |    |
| 交通誘導警備員           |                                     | 式  |         | 1       |      |    |

## 工事数量総括表

| 工事名           | R 8 甲府河川国道事務所管内区画線設置工事 ( 当 初 ) |    |         |         |      |    |
|---------------|--------------------------------|----|---------|---------|------|----|
| 工事区分・工種・種別・細別 | 規格                             | 単位 | 数量 (前回) | 数量 (今回) | 数量増減 | 摘要 |
| 直接工事費         |                                | 式  |         | 1       |      |    |
| 共通仮設費         |                                | 式  |         | 1       |      |    |
| 共通仮設費 (率計上)   |                                | 式  |         | 1       |      |    |
| 純工事費          |                                | 式  |         | 1       |      |    |
| 現場管理費         |                                | 式  |         | 1       |      |    |
| 工事原価          |                                | 式  |         | 1       |      |    |
|               |                                |    |         |         |      |    |

# **R 8 甲府河川国道事務所管内区画線設置工事**

## **特記仕様書**

**令和8年5月**

**関東地方整備局  
甲府河川国道事務所**

# 第 1 章 総則

## 第 1 条 適 用

1. この特記仕様書は、関東地方整備局土木工事共通仕様書（令和 8 年度版）（以下「共通仕様書」という。）でいう特記仕様書で、本工事の施工に適用する。
2. この工事の施工にあたっての一般的事項は、共通仕様書によるものとする。
3. この特記仕様書に添付されていない別紙様式等については以下 URL よりダウンロードするものとする。  
URL <https://www.ktr.mlit.go.jp/gijyutu/index00000015.html>
4. 本工事における「条件明示」については、別紙－ 1「明示項目および明示事項」に記載のとおりとする。

## 第 2 条 主任技術者等（契約書第 10 条）

本工事の主任技術者又は監理技術者は、受注者が提出した競争参加資格確認申請書に記述した配置予定の技術者でなければならない。

## 第 3 条 主任技術者等の専任期間

1. 契約締結日の翌日から工事の始期までの期間については、主任技術者又は監理技術者の設置を要しない。
2. 契約締結日の翌日から現場施工に着手するまでの期間（現場事務所の設置、資機材の搬入又は仮設工事等が開始されるまでの期間）については、発注者と受注者の間で書面により明確にした場合に限って、主任技術者又は監理技術者の工事現場での専任を要しない。
3. 工事完成後、検査が終了し（発注者の都合により検査が遅延した場合を除く。）、事務手続後、後片付け等のみが残っている期間については、発注者と受注者の間で書面により明確にした場合に限って、主任技術者又は監理技術者の工事現場での専任を要しない。なお、検査が終了した日は、発注者が工事の完成を確認した旨、受注者に通知した日（例：「完成通知書」等における日付）とする。
4. 主任技術者又は監理技術者が技術研鑽のための研修、講習、試験等で短期間工事現場を離れる場合は、適切な施工ができる体制を確保したうえで、監督職員の承諾を得るものとする。

#### 第4条 専任特例2号の場合の監理技術者の配置

1. 本工事において、建設業法第26条第3項第2号の規定の適用を受ける監理技術者の配置を行う場合は以下の(1)～(8)の要件を全て満たさなければならない。
  - (1) 建設業法第26条第3項第2号による監理技術者の職務を補佐する者（以下、「監理技術者補佐」という。）を専任で配置すること。
  - (2) 監理技術者補佐は、一級施工管理技士補又は一級施工管理技士等の国家資格者、学歴や実務経験により監理技術者の資格を有する者であること。なお、専任特例2号の場合の監理技術者補佐の建設業法第27条の規定に基づく技術検定種目は、監理技術者に求める技術検定種目と同じであること。
  - (3) 監理技術者補佐は、直接的かつ恒常的な雇用関係にあること。
  - (4) 同一の専任特例2号の場合の監理技術者が配置できる工事は、本工事を含め同時に2件までとする。なお、専任特例1号の場合の監理技術者又は主任技術者を活用した工事と兼務することは出来ない。（ただし、同一あるいは別々の発注者が、同一の建設業者と締結する契約工期の重複する複数の請負契約に係る工事であって、かつ、それぞれの工事の対象となる工作物等に一体性が認められるものについては、これら複数の工事を一の工事とみなす。）
  - (5) 専任特例2号の場合の監理技術者が兼務できる工事は山梨県内の工事ではない。
  - (6) 専任特例2号の場合の監理技術者は、施工における主要な会議への参加、現場の巡回及び主要な工程の立会等の職務を適正に遂行しなければならない。
  - (7) 専任特例2号の場合の監理技術者と監理技術者補佐との間で常に連絡が取れる体制であること。
  - (8) 監理技術者補佐が担う業務等について、明らかにすること。
2. 現場の安全管理体制について、平成7年4月21日付基発第267号の2「元方事業者による建設現場安全管理指針」において、「統括安全衛生責任者の選任を要するときには、その事業場に専属の者とする。」とされていることから、施工体制に留意すること。
3. 本工事の監理技術者が専任特例2号の場合の監理技術者として兼務し、本工事に監理技術者補佐を配置する事を予定している場合、以下の書類を提出すること。

- 1) 監理技術者補佐の資格を有する書類（一級施工管理技士等の国家資格者の合格証の写しなど）
- 2) 監理技術者補佐の直接的かつ恒常的な雇用関係を証明する書類（監理技術者資格者証、市区町村が作成する住民税特別徴収税額通知書、健康保険・厚生年金被保険者標準報酬決定通知書、所属会社の雇用証明書又はこれらに準ずる資料（いずれも写し可））
- 3) 専任特例 2 号の場合の監理技術者が兼務する工事の箇所、内容を示す書類（CORINS の写し）
4. 本工事の監理技術者が専任特例 2 号の場合の監理技術者として兼務し、本工事に監理技術者補佐を配置する事となった場合、第 1 項（5）～（8）について施工計画書へ記載し、提出すること。
5. 本工事において、専任特例 2 号の場合の監理技術者及び監理技術者補佐の配置を行う場合又は配置を要さなくなった場合は、コリンズ（CORINS）への登録・修正を適切に行うこと。

## 第 5 条 コリンズ（CORINS）への登録

1. 工事カルテの作成、登録については、土木工事共通仕様書「1－1－1－7 コリンズ（CORINS）への登録」によるものとする。
2. 受注者は、工事受注後又は施工中において当該工事に係る悪質で不誠実な行為（一括下請負等）が発覚し、指名停止の措置を受けた場合は、登録済みの工事カルテの取り下げを行うものとする。
3. 技術者の従事期間は、工期をもって登録するものとする。（余裕期間を含まないことに留意するものとする。）

## 第 6 条 コリンズ（CORINS）への位置情報の入力

土木工事共通仕様書 1－1－1－7 コリンズ（CORINS）への登録に定める「登録のための確認のお願い」を作成するにあたり、位置情報については以下のとおりとし、工事場所および座標（緯度、経度）を記載するものとする。なお、座標は、世界測地系（JGD 2024）に準拠する。

### 【一般国道 2 0 号】

|    |              |                |                 |
|----|--------------|----------------|-----------------|
| 起点 | 山梨県上野原市上野原   | 緯度 35° 37′ 13″ | 経度 139° 07′ 41″ |
| 終点 | 長野県諏訪郡富士見町落合 | 緯度 35° 51′ 35″ | 経度 138° 17′ 01″ |

### 【一般国道 5 2 号】

起点 山梨県南巨摩郡南部町万沢 緯度 35° 11′ 53″ 経度 138° 31′ 32″

終点 山梨県甲府市丸の内2丁目 緯度 35° 39′ 42″ 経度 138° 34′ 03″

【一般国道139号】

起点 山梨県都留市桂町

緯度 35° 31′ 59″ 経度 138° 51′ 59″

終点 山梨県大月市大月2丁目 緯度 35° 36′ 34″ 経度 138° 56′ 15″

## 第7条 コリنز（CORINS）への工事概要の入力

土木工事共通仕様書1-1-1-7 コリنز（CORINS）への登録に定める「登録のための確認のお願い」を受注時に作成するにあたり、工事概要について必須登録とし、記載例を参考にすること。

### 1. 工事内容

本工事は、大月出張所、大和国道出張所、甲府出張所管内及び峡南国道出張所の一般国道20号、一般国道52号及び一般国道139号における、道路の安全確保を目的とした区画線設置を実施する工事である。

## 第8条 施工体制台帳

工事成績優秀企業に認定され、認定有効期限内に、工事発注の契約を行った工事の監理技術者、主任技術者（工事成績優秀企業に認定された下請負を含む）は、工事成績優秀企業認定マークの使用や金色帯線（黄色もしくは橙色の帯線でも可）を名札上部に印刷することが出来るものとする。

| 監理（主任）技術者                |                                                                                       |
|--------------------------|---------------------------------------------------------------------------------------|
| 写真<br><br>2cm×3cm<br>程 度 | 氏名 ○○ ○○<br>工事名 ○○改良工事<br>工期 自○○年○○月○○日<br>至○○年○○月○○日<br><br>会社 ◇◇建設株式会社<br>印         |
|                          |  |

注意1）用紙の大きさは名刺サイズ以上とする。

注意2）所属会社の写真とする。

## 第9条 調査・試験に対する協力（低入札価格調査制度調査対象工事について）

## 1. 予算決算及び会計令第 85 条の基準に

基づく価格を下回る価格で落札した場合においては、受注者は下記の調査に協力しなければならない。

- (1) 受注者は、下請負者の協力を得て間接工事費等諸経費動向調査票（営繕工事においては共通費実態調査票）の作成を行い、工事完了後、速やかに発注者に提出するものとする。
- (2) 受注者は、提出された間接工事費等諸経費動向調査票（営繕工事においては共通費実態調査票）の費用の内訳についてヒアリング調査に応じるものとする。この場合において、受注者は下請負者についてもヒアリングに参加させるものとする。
- (3) 工事コスト調査（調査結果でも可）に係る資料は、下記のとおりとし、関東地方整備局又は甲府河川国道事務所のホームページにより公表する。
- (4) 低入札価格調査と工事コスト調査の結果に大きな乖離がある場合、又は、工事コスト調査資料の提出が無い場合には、工事成績評点を減点する場合がある。

なお、低入札価格調査対象工事については、工事コスト調査終了後に、工事成績評点を通知する。

公表資料は以下のとおり。**別紙様式－0**

| 資 料 名        | 内 訳                              |
|--------------|----------------------------------|
| 低価格理由とその詳細   | 当該工事が低価格で施工可能となる理由を示した資料         |
| 比較表－1        | 積算内訳書の発注者と元請における当初と実績の比較表        |
| 比較表－2        | 積算内訳書に対する明細書の発注者と元請における当初と実績の比較表 |
| 比較表－3        | 元請の手持ち資材の当初と実績の比較表               |
| 比較表－4        | 元請の資材購入先一覧の当初と実績の比較表             |
| 比較表－5        | 手持ち機械の当初と実績の比較表                  |
| 比較表－6        | 労務者確保計画の当初と実績の比較表                |
| 比較表－7        | 工種別労務者配置計画の当初と実績の比較表             |
| 比較表－8        | 建設副産物の搬出の当初と実績の比較表               |
| 諸経費動向調査(工事費) | 元請、下請の工事費内訳                      |

## 第 10 条 不可視部分の出来形管理について

予算決算及び会計令第 85 条の基準に基づく価格を下回る価格で落札した場合においては、以下に示す工種の不可視部分について、ビデオカメラを用いた出来形

管理を行うこととし、撮影した映像については監督職員に提出するものとする。

#### ①防護柵工

### 第 1 1 条 不具合等発生時の措置

受注者は、工事施工途中に工事目的物や工事材料等の不具合等が発生した場合、又は公益通報者等から当該工事に関する情報が寄せられた場合には、その内容を監督職員に直ちに通知しなければならない。

### 第 1 2 条 工事書類の作成

1. 工事書類の作成に当たっては、別に定める「土木工事電子書類作成マニュアル（令和 8 年 3 月）」に基づき実施するものとする。
2. 工事書類の作成に当たっては、別に定める「土木工事電子書類スリム化ガイド（令和 8 年 3 月）」を参考に書類の電子化、受発注者間での作成書類の役割分担の明確化、書類の削減等に留意すること。
3. 「工事関係書類一覧表」（別紙様式－15）により、工事着手前に「作成書類の役割分担」、「作成書類の位置付け」に関して「協議」するものとする。  
また、「協議」の内容を変更する場合は、改めて、受発注者で協議を行うものとする。
4. 電子により提出、提示した書類については、検査時その他の場合においても紙での提示、提出は行わないものとする。

### 第 1 3 条 設計図書の照査

発注者は、設計図書の照査の範囲を超える資料の作成については、監督職員の指示とし、その作成費用は、設計変更の対象とする。なお、設計変更の対象については、「土木工事における工事請負契約における設計変更ガイドライン（総合版）：令和 7 年 3 月」によるものとする。

### 第 1 4 条 情報共有システムの活用

1. 本工事は、監督職員及び受注者の間の情報を電子的に交換・共有することにより業務の効率化を図る情報共有システムの活用対象工事である。なお、活用にあたっては「土木工事の情報共有システム活用ガイドライン」（令和 6 年 3 月版）に基づき実施すること。
2. 受注者は、本工事で使用する情報共有システムを選定し、使用する情報共有

システムは次の要件を満たすものとする。

- ・ 工事施工中における受発注者間の情報共有システム機能要件（Rev5.6）  
令和 6 年 3 月版 国土交通省（国土技術政策総合研究所）

3. 監督職員及び受注者が使用する情報共有システムのサービス提供者（以下「サービス提供者」という。）との契約は、受注者が行うものとする。また、利用開始日、必要なユーザー ID 数、ディスク容量等の仕様やワークフロー機能の対象者等については、監督職員の確認を得た上で決定すること。
4. 受注者は、サービス提供者と次の内容を含めた契約を締結するものとする。
  - ① 情報共有システムに関する障害を適正に処理、解決できる体制を整える旨
  - ② サービス提供者が善良なる管理者の注意をもってしても防御し得ない不正アクセス等により、情報漏洩、データ破壊、システム停止等があった場合、速やかに受注者に連絡を行い適正な処置を行う旨
  - ③ ②の場合において、サービス提供者に重大な管理瑕疵があると監督職員若しくは受注者が判断した場合、又は復旧若しくは処理対応が不適切な場合には、受注者はサービス提供者と協議の上情報共有システムの利用を停止することができる旨
5. 受注者は、監督職員等から技術上の問題点の把握、利用にあたっての評価を行うためのアンケート等を求められた場合、協力しなければならない。

## 第 15 条 設計審査会の設置

本工事は、発注者と受注者が一堂に会して、現場着手前（準備期間内）に工事工程クリティカルパスの共有及び工事工程の照合（クロスチェック）を実施し、併せて協議資料作成等の受発注者間の役割分担を明確にする場、また、設計変更手続きの透明性と公正性の向上及び迅速化のため、設計変更の妥当性の審議及び設計変更等に伴う工事中止等の判断等を行う場として開催する「設計審査会」

（以下、「審査会」という。）の設置対象工事である。「審査会」の運用にあたっては、「設計審査会設置運用方針」

（<http://www.ktr.mlit.go.jp/gijyutu/gijyutu00000039.html>）によるものとする。

## 第 16 条 工事環境の改善

本工事の実施にあたっては、工事環境の改善に取り組むウィークリースタンスを考慮するものとする。

ウィークリースタンスの実施にあたっては、関東地方整備局ホームページ

<https://www.ktr.mlit.go.jp/gijyutu/gijyutu00000039.html> に掲載している工事環

境改善実施要領に基づき、監督職員と確認・調整した内容について取り組むものとする。

## 第17条 ワンデーレスポンス

1. この工事はワンデーレスポンス対象工事である。
  - ・「ワンデーレスポンス」とは  
受注者からの質問、協議等への回答は、基本的に「その日のうち」に指示、通知等行うよう対応する。ただし、即日回答が困難な場合は、いつまでに回答が必要なのかを受注者と協議の上、回答期限を設けるなど、何らかの回答を「その日のうち」に通知することである。
2. 受注者は計画工程表の提出にあたって、作業間の関連把握や工事の進捗状況等を把握できる工程管理方法について、監督職員と協議をおこなうこと。
3. 受注者は工事施工中において、問題が発生した場合及び計画工程と実施工程を比較照査し、差異が生じた場合は速やかに文書にて監督職員へ報告すること。
4. ワンデーレスポンスの実施にあたっては、関東地方整備局ホームページ <https://www.ktr.mlit.go.jp/gijyutu/gijyutu00000039.html> に掲載しているワンデーレスポンス実施の手引き（令和5年12月）に基づき、取り組むものとする。
5. 効果・課題等を把握するためアンケート等のフォローアップ調査を実施する場合があるため、協力すること。

## 第18条 契約内容の変更手続きについて

本工事における契約内容の変更は、以下によるものとする。

1. 本工事における設計変更や契約変更は書面に基づき行うことを徹底し、指示書・協議書があるもののみを契約変更の対象とする。
2. 受注者は、工事期間中及び工事完成後において、監督職員から契約図書の規定に違反する等の不適切な指示を受けたと思料されるときは、当該監督職員を経由せずに、事務所長へ直接又は契約担当課長経由で書面により、その旨を報告することができる。

## 第19条 設計図書の変更

設計変更等については、契約書第18条から第25条及び共通仕様書共通編1-1-1-17から1-1-1-19に記載しているところであるが、その具体的な考え方や手続

きについては、「土木工事における工事請負契約における設計変更ガイドライン（総合版）：令和 7 年 3 月」によることとする。

## 第 20 条 スライド条項

工事請負契約書第 26 条（スライド条項）については、物価水準の変動により請負代金が不適当となったと認められた時に、相手方に請負代金の変更を請求することができる条項となっている。

単品スライドについては、鋼材類・燃料油の他、コンクリート類、購入土などの主要工事材料も対象となるので、物価水準の変動により請負代金が不適当となった場合には、相手方に対して請負代金額の変更を請求することができる。

## 第 21 条 工事完成図

本工事は、道路工事完成図等作成要領（第 2 版）（国土技術政策総合研究所資料、平成 20 年 12 月）に基づく電子納品の対象工事である。

[http://www.nilim-cdrw.jp/dl\\_std.html](http://www.nilim-cdrw.jp/dl_std.html)

## 第 22 条 施工管理

1. 本工事の施工管理は、関東地方整備局土木工事施工管理基準及び規格値(令和 8 年度版)によるものとする。なお、この管理基準により難しい場合及び基準、規格値が定められていない工種については、監督職員と協議の上、施工管理を行うものとする。
2. 本工事の写真管理は、関東地方整備局土木工事写真管理基準(令和 8 年度版)によるものとする。なお、「撮影項目」、「撮影頻度」等が工事内容に合致しない場合は、監督職員の指示により追加、削減するものとする。
3. 本工事の施工管理における適用工種毎の基準類は、ICT 活用工事実施要領(令和 8 年 3 月改定)の関連要領等一覧（URL「[https://www.mlit.go.jp/tec/constplan/sosei\\_constplan\\_tk\\_000051.html](https://www.mlit.go.jp/tec/constplan/sosei_constplan_tk_000051.html)」）によるものとする。

## 第 23 条 デジタル工事写真の小黑板情報電子化について

デジタル工事写真の小黑板情報電子化は、受発注者双方の業務効率化を目的に、被写体画像の撮影と同時に工事写真における小黑板の記載情報の電子的記入および、工事写真の信憑性確認を行うことにより、現場撮影の省力化、写真整理の効率化、工事写真の改ざん防止を図るものである。

本工事では、以下の 1. から 4. の全てを実施することとする。

## 1. 対象機器の導入

受注者は、デジタル工事写真の小黑板情報電子化の導入に必要な機器・ソフトウェア等（以降、「使用機器」と称する）については、関東地方整備局土木工事写真管理基準（令和8年度版）（以下、写真管理基準）「2-2 撮影方法」に示す項目の電子的記入ができること、かつ信憑性確認（改ざん検知機能）を有するものを使用することとする。なお、信憑性確認（改ざん検知機能）は、「電子政府における調達のために参照すべき暗号のリスト(CRYPTREC 暗号リスト)」

（URL「<https://www.cryptrec.go.jp/list.html>」）に記載している技術を使用していること。また、受注者は監督職員に対し、工事着手前に、本工事での使用機器について提示するものとする。

なお、使用機器の事例を以下に示す。

### 【使用機器の事例】

デジタル工事写真の小黑板情報電子化対応ソフトウェア（一社）施工管理ソフトウェア産業協会<<https://www.jcomsia.org/kokuban>>

※ここでは使用機器の事例を示したものであり、この使用機器の事例からの選定に限定するものではない

## 2. デジタル工事写真における小黑板情報の電子的記入

受注者は、同条1.の使用機器を用いてデジタル工事写真を撮影する場合は、被写体と小黑板情報を電子画像として同時に記録してもよい。小黑板情報の電子的記入を行う項目は、写真管理基準「2-2 撮影方法」による。

ただし、対象工事において、高温多湿、粉じん等の現場条件の影響により、対象機器の使用が困難な工種については、使用機器の利用を限定するものではない。

## 3. 小黑板情報の電子的記入の取扱い

本工事の工事写真の取扱いは、写真管理基準及びデジタル写真管理情報基準（以下、デジタル写真管理情報基準）に準ずるが、同条2.に示す小黑板情報の電子的記入については、写真管理基準「2-5 写真編集等」及びデジタル写真管理情報基準「6.写真編集等」で規定されている写真編集には該当しない。

## 4. 小黑板情報の電子的記入を行った写真の納品

受注者は、同条2.に示す小黑板情報の電子的記入を行った写真（以下、「小黑板情報電子化写真」と称する。）を、工事完成時に監督職員へ納品するものとする。なお納品時に、受注者はURL（[http://www.cals.jacic.or.jp/CIM/sharing/index\\_digital.html](http://www.cals.jacic.or.jp/CIM/sharing/index_digital.html)）のチェックシステム（信憑性チェックツール）又はチェックシステム（信憑性チェックツール）を搭載した写真管理ソフトウェアや工事写

真ビューアソフトを用いて、小黒板情報電子化写真の信憑性確認を行い、その結果を併せて監督職員へ提出するものとする。なお、提出された信憑性確認の結果を、監督職員が確認することがある。

また、下記のチェックツールを使用して信憑性確認を行い、結果を出力したものでよい。

**【チェックツールの事例】**

信憑性チェックツール（一社）施工管理ソフトウェア産業協会

<<https://www.jcomsia.org/kokuban>>.

※ここでは使用機器の事例を示したものであり、この使用機器の事例からの選定に限定するものではないなお、デジタル工事写真の小黒板情報電子化を実施しない工事写真がある場合は、工事契約後、監督職員の承諾を得ること。

## **第24条 現場環境改善（快適トイレの設置）**

### **1. 内容**

受注者は快適トイレの設置について、監督職員と協議することとする。

快適トイレを設置する場合は、受注者は現場に以下の（１）～（１１）の仕様を満たす快適トイレを設置することを原則とする。

（１２）～（１７）については、満たしていればより快適に使用出来ると思われる項目であり、必須ではない。

**【快適トイレに求める機能】**

- （１）洋式（洋風）便器
- （２）水洗及び簡易水洗機能（し尿処理装置付き含む）
- （３）臭い逆流防止機能
- （４）容易に開かない施錠機能
- （５）照明設備
- （６）衣類掛け等のフック、又は、荷物の置ける棚等（耐荷重を 5 kg 以上とする）

**【付属品として備えるもの】**

- （７）現場に男女がいる場合に男女別の明確な表示
- （８）周囲からトイレの入口が直接見えない工夫
- （９）サニタリーボックス（女性用トイレに必ず設置）
- （１０）鏡と手洗器
- （１１）便座除菌クリーナー等の衛生用品

**【推奨する仕様、付属品】**

- (12) 室内寸法 900mm×900mm 以上（面積ではない）
- (13) 擬音装置（機能を含む）
- (14) 着替え台
- (15) 臭気対策機能の多重化
- (16) 室内温度の調整が可能な設備
- (17) 小物置き場（トイレットペーパー予備置き場等）

## 2. 快適トイレに要する費用

快適トイレに要する費用については、当初は計上していない。

受注者は、上記 1 の内容を満たす快適トイレであることを示す書類を添付し、規格・基数等の詳細について監督職員と協議することとし、精算変更時において、見積書を提出するものとする。【快適トイレに求める機能】（1）～（6）及び【付属品として備えるもの】（7）～（11）の費用については、従来品相当を差し引いた後、57,000 円/基・月を上限に設計変更の対象とする。

なお、設計変更数量は、現場毎に必要な数を協議の上、決定する。

また、運搬・設置費は共通仮設費（率）に含むものとし、積算上限額を超える費用については、監督職員と協議するものとする。

## 3. その他

快適トイレを設置しない場合は、監督職員と協議の上、本条項の対象外とする。

## 第 2 5 条 工事中の安全確保

1. 工事の施工にあたっては、関東地方整備局長が定める「重点的安全対策について留意し、工事事故の防止を図らなければならない。

なお、令和 8 年度における重点的安全対策項目は以下の 7 項目である。

- I. 架空線等上空施設の損傷事故防止
- II. 建設機械等の稼働に関連した人身事故防止
- III. 資機材等の下敷きによる人身事故防止
- IV. 足場・法面等からの墜落事故防止
- V. 地下埋設物の損傷事故防止
- VI. 第三者の負傷・第三者車両等に対する損害
- VII. 事故防止

2. 受注者は、工事に従事する就業制限業務及び作業主任者を選任する業務における資格者のうち、資格取得後一定期間経過した資格者に対し、次に掲げる再教育の受講が推進されるよう努めるものとする。

- ① 労働安全衛生法第 19 条の 2 に基づく足場組立等作業主任者等に対する

能力向上教育

- ② 労働安全衛生法第 60 条の 2 に基づく車両系建設機械運転従事者、移動式クレーン運転士、玉掛業務従事者等に対する危険有害業務従事者教育
- ③ 厚生労働省通達に基づくドラグ・ショベル運転業務従事者等に対する危険再認識教育

- 3. 工事の施工にあたっては、工事等の時期、工事等の方法の概要及び工事等を行う場合における道路交通に対する措置について、「道路工事保安施設設置基準（令和元年 5 月）」に基づき監督職員へ確認を行うものとする。
- 4. 工事中看板、工事情報看板及び工事説明看板の記載内容及び設置箇所については、監督職員の承諾を得るものとする。
- 5. 工事期間中に配置する交通誘導警備員は、以下のとおり計上するものとする。ただし、交通管理者等との協議条件など社会的要件、現地精査に基づき配置人員の変更が必要になった場合は、監督職員と協議するものとする。

| 工種        | 作業区分 | 交通整理員（延べ人数）               | 備考     |
|-----------|------|---------------------------|--------|
| 甲府出張所管内   | 昼間作業 | 4 4 人<br>（うち有資格誘導員 2 2 人） | 交代要員含む |
| 大月出張所管内   | 夜間作業 | 3 0 人<br>（うち有資格誘導員 1 5 人） | 交代要員含む |
| 峡南国道出張所管内 | 昼間作業 | 1 4 人<br>（うち有資格誘導員 7 人）   | 交代要員含む |
| 大和国道出張所管内 | 昼間作業 | 2 8 人<br>（うち有資格誘導員 1 4 人） | 交代要員含む |

## 第 2 6 条 熱中症対策に資する現場管理費の補正

- 1. 本工事は、夏季における猛暑日などの気候状況を考慮し、工事現場の熱中症対策に掛かる経費に関して「熱中症対策に資する現場管理費の補正」を行う試行工事である。
- 2. 真夏日の考え方は下記のとおりである。

### （1）真夏日の定義

日最高気温が 3 0 度（℃）以上の日を指す。

ただし、夜間工事の場合は作業時間帯の最高気温が 3 0 度（℃）以上の場合とする。

### （2）試行にあたっての真夏日の計上の考え方

下記①～③のいずれかに該当する場合、真夏日として計上する。

- ① 環境省が公表している暑さ指数（WBGT）が日最高 2 5 度℃以上の

場合。施工現場から最寄りの環境省が公表している観測地点の暑さ指数（WBGT）が25度（℃）以上となる日を、真夏日とみなす。

- ② 気象庁が公表している地上気象観測所の日最高気温が30度℃以上の場合。施工現場から最寄りの気象庁の地上気象観測所の気温が30度℃以上の日を、真夏日とする。
- ③ 夜間工事については、作業時間帯の最高気温が30度℃以上の場合。施工現場から最寄りの観測地点における作業時間帯の最高気温が30度℃以上、又はWBGTが25度℃以上の場合、真夏日とする。

なお、休工日においては、上記に該当した場合でも真夏日としては計上しない。

上記①～③によりがたい場合は、監督職員と協議すること。

### （3）工期

工事着手から工事完成日までの期間を指す。なお、年末年始休暇6日間、夏季休暇3日間、工場製作のみを実施している期間、工事全体を一時中止している期間は含まない。

### （4）基準日

受発注者協議により、「基準日」を定めるものとする。「基準日」は工事着手日を基本とする。

当該「基準日」より工期末までの期間のうち、真夏日にあたる日数を算出する。なお、夏季休暇3日間、工場製作のみを実施している期間、工事全体を一時中止している期間、現場休工日は含まないものとする。

### （5）真夏日率

以下の式により算出された率をいう。

$$\cdot \text{真夏日率} = \text{基準日から工期末までの真夏日} \div \text{工期}$$

### （6）現場管理費の補正

現場管理費の補正は、工期中の日最高気温の状況に応じて補正値を算出し、現場管理費率に加算する。なお、補正は変更契約において行うものとする。

$$\cdot \text{補正値（％）} = \text{真夏日率} \times \text{補正係数※}$$

※ 真夏日補正係数：1.2

## 第27条 交通誘導警備員の資格

交通誘導警備員については、資格者（警備業法第23条に規定する都・県公安委

員会の行う 1 級又は 2 級検定に合格した者) 1 名以上を充て、他は経験 1 年以上の者を配置すること。

なお、これにより難しい場合は、監督職員と協議するものとする。

## **第 28 条 路上工事の縮減等**

受注者は、路上工事による交通への影響の緩和を図るため、施工方法・規制時間帯・施工日数の短縮等の検討を行い、監督職員に提出するとともに工事完了時に実施結果を提出するものとし、路上工事の縮減等に努めるものとする。

## **第 29 条 交通規制日数の報告**

現道上での(改築・維持修繕)工事等により交通規制を実施した場合には、月毎に実交通規制日数を監督職員へ提出するものとする。

## **第 30 条 環境対策**

### **1. 特定調達品目の調達実績の調査について**

受注者は、本工事の資材、建設機械の使用にあたっては、必要とされる強度や耐久性、機能の確保等に留意しつつ、環境物品等の調達の推進に関する基本方針に定められた国土交通省の特定調達品目(以下、「特定調達品目」という)の使用を積極的に推進するものとする。設計図書に定めがあるものについて、特定調達品目への変更が可能である場合は、監督職員と協議するものとし、設計変更の対象とする。ただし、東日本大震災の影響により、特定調達品目の使用が困難な場合には、監督職員と協議するものとする。

受注者は、特定調達品目の調達実績の集計を行い、工事完了後に、電子データにより監督職員に提出するものとする。集計の方法については、監督職員より指示する。

### **2. 低騒音型建設機械の使用について**

受注者は、本工事において「建設工事に伴う騒音振動対策技術指針」(昭和 62 年 3 月 30 日建設省経機第 58 号)に基づき、低騒音型建設機械の使用原則を図られた場合は、「低騒音型・低振動型建設機械の指定に関する規程」に基づき指定された低騒音型建設機械を使用するものとする。

## **第 31 条 工事現場管理**

受注者は、工事の施工にあたっては、次の事項を遵守するものとする。

### **1. 積載重量制限を越えて土砂等を積み込まず、また積み込ませないこと。**

2. さし枠装着車、不表示車等に土砂等を積み込まず、また積み込ませないこと。
3. 過積載車輛、さし枠装着車、不表示車等から土砂等の引き渡しを受ける等過積載を助長することのないようにすること。
4. 取引関係のあるダンプカー事業者が過積載を行った場合、さし枠装着車、不表示車等を土砂等運搬に使用している場合は、早急に不正状態を解消する措置を講ずること。
5. 建設発生土の処理及び骨材の購入等にあたって、下請事業者及び骨材納入業者の利益を不当に害することのないようにすること。
6. 以上のことにつき、下請業者にも十分指導すること。

### 第32条 特殊車両通行許可関係図の確認及び提出

共通仕様書 1-1-1-36 交通安全管理第14項における道路法第47条の2に基づく通行許可の確認は、下記について実施するものとする。また監督職員からの求めがあった場合には確認結果等を提示しなければならない。

- ① 当該車両に関する特殊車両通行許可証
- ② 現場到着地点及び現場出発時における荷姿（荷姿全景、ナンバープレート等通行許可証と照合可能な写真を撮影しておくこと）
- ③ 車両通行記録計（タコグラフ）（夜間走行条件の場合のみ）

なお、当該車両の特殊車両通行許可証については、当該経路に関する部分の写しを、共通仕様書 1-1-1-39 官公庁等への手続等第3項に基づき、監督職員へ提示するものとする。

### 第33条 通行許可等

1. 受注者は、建設機械、資材の運搬にあたり、道路法第47条第1項、車両制限令第3条における一般的制限値を超える車両を通行させようとする場合は、運搬資機材毎に運搬計画（車種区分、車両番号等、車両諸元及び積載重量、資材の積載限度数量、通行経路、許可証等の有効期限等の確認方法と確認頻度）を作成し、施工計画書に記載しなければならない。
2. 受注者は、運搬計画どおりに運行していることを確認しなければならない。  
また、確認を行った資料については、整理保管するとともに、監督職員または検査職員の要求があった場合は速やかに提示しなければならない。

### 第34条 工期

1. 本工事は、受注者の円滑な工事施工体制の確保を図るため、事前に建設資材、労働者確保等の準備を行うことができる余裕期間と実工事期間を合わせた全体工期を設定した工事であり、発注者が示した工事完了期限までの間で、受注者は工事の始期及び終期を任意に設定できる。なお、契約を締結するまでの間に、**別紙様式- 1 ～ 6**により、工事の始期及び終期を通知すること。

余裕期間内は、現場に搬入しない資材等の準備を行うことができるが、資材の搬入や仮設物の設置等、工事の着手を行ってはならない。なお、余裕期間内に行う準備は受注者の責により行うものとする。

全体工期：契約締結日の翌日から令和8年12月28日まで

※契約締結後において、工期の始期の変更の必要が生じた場合は、監督職員と協議の上、工期に係る契約を変更することにより、工事に着手することができるものとする。なお、条件の変更がない場合において、契約時に設定した工期の変更は行わない。工期は、雨天、休日等を見込み、休日には日曜日、祝日及び年末年始の他、作業期間内の全ての土曜日を含んでいる。

工期には、施工に必要な実日数（実働日数）に加えて以下の日数を見込んでいる。

|                                                   |                        |
|---------------------------------------------------|------------------------|
| ① 準備期間                                            | 40日間                   |
| ② 後片付け期間                                          | 20日間                   |
| ③ 雨休率（実働工期日数に休日と悪天候により作業が出来ない日数を見込むための係数 実働日数×係数） | 0.71                   |
| ④ 年末年始抑制期間                                        | 令和8年12月下旬<br>～令和9年1月上旬 |

2. 著しい悪天候や気象状況より工程（官積算）で見込んでいる「天候等による作業不能日」以上に作業を休止せざるを得なかった場合には、受注者は発注者へ工期の延長変更を協議することができる。
3. 後片付け期間に検査に要する各種電子データの作成を行うことを想定しているが、更なる期間が必要な場合は、受注者は発注者へ工期の延長変更を協議することができる。

### 第35条 工事工程クリティカルパスの共有

受注者は、現場着手前（準備期間内）に設計図書等を踏まえた工事工程表（クリティカルパスを含む）を作成し、監督職員と共有すること。工程に影響する事項がある場合は、その事項の処理対応者（「発注者」又は「受注者」）を明確にすること。

施工中に工事工程表のクリティカルパスに変更が生じた場合は、適切に受発注者間で共有することとし、工程の変更理由が以下の①～⑤に示すような受注者の責によらない場合は、工期の延長が可能となる場合があるので協議すること。

- ① 受発注者間で協議した工事工程の条件に変更が生じた場合
- ② 著しい悪天候や気象状況より「天候等による作業不能日」が工程（官積算）で見込んでいる日数から著しく乖離し、かつ、作業を休止せざるを得なかった場合
- ③ 工事中止や工事一部中止により全体工程に影響が生じた場合
- ④ 資機材や労働需要のひっ迫により、全体工程に影響が生じた場合
- ⑤ その他特別な事情により全体工程に影響が生じた場合

### 第36条 工事工程表の開示の試行工事

1. 本工事は、工期設定の根拠とした工事に必要な関係機関との調整、住民合意、用地確保、法定手続きなどの進捗状況を踏まえた工事工程表を開示するとともに、設計審査会等において工事工程クリティカルパスの共有や発注者が作成する工程と受注者が作成する工事工程の工事工程の照合（クロスチェック）を行うことにより、適切な工期設定の取組を行う「工事工程表の開示の試行工事」である。
2. 工事契約後、設計審査会等において、「第35条 工事工程クリティカルパスの共有」により作成した工事工程表を確認し、受注者・発注者間でクリティカルパスの共有を行うものとする。
3. 設計審査会等において、発注者が開示した工事工程表（**別紙－5**）との照合（クロスチェック）を実施し、必要に応じて工期延伸の判断について審査を行うなど、適正な工事工程の確保に努めるものとする。
4. 本試行に関するアンケート調査を実施する場合はこれに協力すること。

### 第37条 悪天候等により工期変更が必要となる場合の協議を簡素化する試行

1. 受注者は、著しい悪天候により作業不稼働日が多く発生し、工期内に工事完成することが困難な場合はその理由を明示した書面により、発注者に工期の延長変更を請求することができる。

著しい悪天候とは、当該工事の工期月の雨休率が、直近5カ年における工期月の雨休率の平均値を超える場合をいう。

工期月とは、工事着手日から工事完成予定日までの期間のうちの、工期の延長変更請求時までにかかる月（ただし、工場製作のみを実施している期間、工

事全体を一時中止している期間は除く）をいう。

なお、本工事の降雨降雪日は、甲府観測所（気象庁のデータ）における１日の降雨・降雪量雨が10mm 以上/日の日を想定している。

2. 本試行のアンケート調査を行う場合は、これに協力すること。

### 第38条 施工時期及び施工時間の変更

1. 本工事の作業区分は、下記によるものとする。

| 作業区分 | 施工区分            | 作業時間       |
|------|-----------------|------------|
| 昼間作業 | 全工種（大月出張所管内を除く） | 8：00～17：00 |
| 夜間作業 | 全工種（大月出張所管内に限る） | 22：00～5：00 |

上記については、積算上の条件明示であり、作業時間を指定するものではない。

ただし、上記区分に変更を要する場合は監督職員と協議するものとする。

2. 本工事は、下記に示す工種について時間的制約がかかる工事である。下記により難しい場合は監督職員と協議するものとし、設計変更の対象とする。

- （1）対象工種

大月出張所管内 全工種

- （2）時間的制約条件

現道の交通量の多い時間帯

- （3）制約をうける作業時間

21：00～22：00、5：00～6：00

- （4）補正割増係数

| 時間的制約状況の程度     | 作業時間/日              | 補正割増係数 |
|----------------|---------------------|--------|
| 時間的制約を著しく受ける場合 | 4時間/日を超え<br>7時間/日以下 | 1.14   |

### 第39条 概算・概略数量

本工事は、概算数量を示したものであり、詳細については監督職員の指示によるものとする。

### 第40条 新技術の活用「新技術の定義」

1. 本工事は、新技術活用の促進を図ることを目的とした、新技術活用工事であ

る。

## 2. 新技術の定義

新技術活用の原則化における新技術の定義は以下による。

- ①技術の成立性が技術を開発した民間事業者等により実験等の方法で確認されている技術
- ②公共工事等において実用段階に達している技術
- ③当該技術の適用範囲において従来技術に比べて活用の効果が同程度以上の技術又は同程度以上と見込まれる技術
- ④実用段階に達していない技術又は要素技術など研究開発段階にある技術であって国により導入促進を図る技術

## 3. 対象とする新技術

新技術活用の原則義務化の対象とする新技術は以下のとおりとする。

- 1) 新技術情報提供システム（NETIS）登録技術  
URL <http://www.netis.mlit.go.jp>
- 2) NETIS のテーマ設定型の技術比較表に掲載されている技術
- 3) 新技術導入促進（Ⅱ）型により活用する技術
- 4) 新技術のニーズ・シーズマッチングにより現場実証し、従来技術と同等以上と確認できた技術

対象とする技術は、NETIS「マッチング」に掲載された技術のうち、「普及促進技術」に該当するものとする。

なお、NETIS 掲載期間終了技術は対象外とする。

## 第4 1条 新技術の活用（施工者選定型）

- 1. 本工事は、施工者が原則 1 技術以上の新技術を選択したうえで活用を図る新技術活用工事である。
- 2. 本工事において、第 4 3 条新技術の活用「新技術の定義」 3. 対象とする新技術に示す 1)～4)の技術が選定されていない場合、受注者は施工に先立ち、当該工事内容について十分把握の上、新技術を原則一つ以上選定し、監督職員の承諾を得た上で活用するものとし、活用する新技術の名称及び内容等を施工計画書に記載するものとする。活用する新技術が NETIS 登録技術の場合は新技術活用計画書も提出するものとする。
- 3. 受注者は、選定した新技術が第 4 3 条新技術の活用「新技術の定義」 3. 対象とする新技術に示す 1)～4)のいずれの新技術であるか確認できるよう、施工計画書に記載する。

4. 当該技術については、設計図書等で定められた事項に係る部分でない場合は、設計変更の対象としない。
5. 受注者は、試行現場照会中の技術を活用する場合において当該技術の施工にあたり NETIS 申請者が実施する「試行調査」に協力するものとする。なお、試行調査に係る費用は NETIS 申請者が負担する。
6. 試行現場照会中の技術を活用する場合、当該工事の実施箇所において標準的に使用される技術の施工費相当額を超える費用については、試行調査に係る費用とみなし、NETIS 申請者の負担とする。
7. 受注者は、活用する新技術が情報種別記号「－V E」以外の NETIS 登録技術の場合は、当該技術の施工にあたり「活用効果調査」を行うものとする。  
「活用効果調査」は、「新技術情報提供システム(NETIS)」より作成し、監督職員に提出するものとする。
8. 受注者は、本工事によって知り得た当該技術に係わる情報は、監督職員の許可なく公表してはならない。

## **第 4 2 条 建設現場における遠隔臨場の実施（発注者指定型）**

### **1. 建設現場における遠隔臨場の実施**

「建設現場における遠隔臨場の実施」は、受注者における「段階確認に伴う手待ち時間の削減や確認書類の簡素化」や発注者（監督員）における「現場臨場の削減による効率的な時間の活用」を目指し、動画撮影用のカメラ（ウェアラブルカメラ等）と Web 会議システム等を介して「段階確認」、「材料確認」と「立会」の遠隔臨場を行うものとする。

なお、遠隔臨場の実施にあたっては「建設現場における遠隔臨場に関する実施要領（案）R5.3」を参考に実施するものとする。

URL <https://www.mlit.go.jp/tec/content/001594449.pdf>

### **2. 遠隔臨場を適用する工種、確認項目**

現場での適用・不適用については、受発注間にて協議の上、適用する工種・各員項目を選定すること

### **3. 実施内容**

#### **（1）段階確認・材料確認、立会での確認**

- ① 受注者が動画撮影用のカメラ（ウェアラブルカメラ等）により取得した映像及び音声を Web 会議システム等を介して「段階確認」、「材料確認」と「立会」を行なうものとする。

- ② 確認実施者が現場技術員の場合、現場技術員は使用する PC にて遠隔臨

場の映像（実施状況）を画面キャプチャ等で記録し、情報共有システム（ASP）等に登録して保管する。（従来の立会資料の管理と同様とする。）

## （２）動作撮影

動画撮影は、撮影者の安全を確保するため、撮影者が移動の際に横転等が考えられるいわゆる「歩きスマホ」（カメラを手に持って歩きながら撮影）での撮影はしないこと。

動画撮影は、静止して撮影又は撮影者のヘルメットや胸ポケットに付ける等の安全に配慮すること。

## （３）機器の準備

遠隔臨場に要する動画撮影用カメラ（ウェアラブルカメラ等）や Web 会議システム等は受注者が手配、設置するものとする。これによらない場合は監督職員等と協議し決定するものとする。

なお、配信に利用するシステムは、「パッケージ化したシステム」、「情報共有システム（ASP）」、「Web 会議システム（teams、zoom 等）」等、いずれのシステムを利用してよい。

## （４）遠隔臨場を中断した場合の対応

電波状況等により遠隔臨場が中断された場合の対応について、事前に受発注者間で協議を行なうものとする。対応方法に関しては、確認箇所を画像・映像で記録したものをメール等の代替手段で共有し、監督職員等は机上確認することも可能とする。

なお、本項目は受発注者間で協議し、別日の現場臨場に変更することを妨げるものではない。

## （５）フォローアップ調査

工事完了時に**別紙様式－ 19**を監督職員へ提出するものとする。

また、遠隔臨場を通じた効果の検証及び課題の抽出に関するアンケート調査に協力するものとする。

## （６）費用

遠隔臨場にかかる費用については、工事实施に必要な施工管理費として、全必要額を技術管理費に積み上げ計上し、設計変更するものとする。

なお、機器の手配は基本的にはリースとし、その賃料を計上するものとするが、やむを得ず購入せざるを得ない機器がある場合には、その購入費に、機器の耐用年数に対する使用期間（日単位）割合を乗じた分を計上するものとする。また、受注者が所持する機器を使用する場合も、基本的には同様の

考え方とするものとする。

#### (7) 不正行為

遠隔臨場において故意に不良箇所を撮影しない等の不正行為等を行なった場合は、「建設業者の不正行為等に対する監督処分の基準 令和5年3月3日（国不建第578号）」等に従い、監督処分を実施する場合がある。

### 第43条 建設現場における遠隔臨場を活用した工事検査の実施について

#### 1. 建設現場における遠隔臨場を活用した工事検査の実施

「遠隔臨場を活用した工事検査」は、受注者における「工事検査に伴う移動時間の削減や工事関係書類の簡素化」や発注者（監督職員・検査職員）における「現場実地（現場臨場）の削減による効率的な時間の活用」等を目指し、動画撮影用のカメラ（ウェアラブルカメラ、360度カメラ等）とWeb会議システム等を介して工事実施状況、出来形、品質と出来ばえの各検査項目を遠隔で行うものである。なお、遠隔臨場による工事検査は、『遠隔臨場による工事検査に関する実施要領（案）』の内容に従い実施する。

#### 2. 遠隔臨場を活用した工事検査の対象

遠隔臨場を活用した工事検査は、完成検査、中間技術検査、既済部分検査、完済部分検査における、工事実施状況、出来形、品質、出来ばえの各検査項目を対象とし、以下の表に示す。また、全ての検査を対象とするが、現場条件や、『遠隔臨場による工事検査に関する実施要領案（案）』「7.3 検査項目の適応性」を踏まえ、従来方法（対面書類検査、現場実地検査）を選択することも可能である。

凡例 ○：遠隔臨場による工事検査の対象

|        | 工事実施<br>状況 | 出来形 |    | 品質 |    | 出来ばえ |    |
|--------|------------|-----|----|----|----|------|----|
|        | 書類         | 書類  | 実地 | 書類 | 実地 | 書類   | 実地 |
| 完成検査   | ○          | ○   | ○  | ○  | ○  | ○    | ○  |
| 中間技術検査 | ○          | ○   | ○  | ○  | ○  | ○    | ○  |
| 既済部分検査 | ○          | ○   | ○  | ○  | ○  | ○    | ○  |
| 完済部分検査 | ○          | ○   | ○  | ○  | ○  | ○    | ○  |

#### 3. 遠隔臨場を活用した工事検査を適用する検査項目

現場条件により遠隔臨場による工事検査の適応性が一致しない場合も想定されることから、検査項目での適用・不適用については、監督職員が検査職員と調整・決定し、受注者に遠隔臨場による工事検査を適用する検査項目を連絡する。遠隔臨場による工事検査を適用する検査項目については、『遠隔臨場による工事検査に関する実施要領（案）』「7.3 検査項目の適応性」を踏まえ判断する。

#### 4. 実施内容

##### (1) 技術検査、工事検査での実施

受注者が動画撮影用のカメラ（ウェアラブルカメラ、360度カメラ等）によ

り取得した映像及び音声を Web 会議システム等を介して工事実施状況、出来形、品質と出来ばえの各検査を実施するものである。

## (2) 機器の準備

遠隔臨場による工事検査に要する動画撮影用のカメラ（ウェアラブルカメラ、360 度カメラ等）や Web 会議システム等は受注者が手配、設置するものとする。これによらない場合は監督職員と協議し決定するものとする。

## (3) 遠隔臨場による工事検査を中断した場合の対応

電波状況等により遠隔臨場による工事検査が中断された場合の対応について、事前に受発注者間で予備日を取り決めて検査日を連絡する。

## (4) 効果の検証

遠隔臨場による工事検査を通じた効果の検証及び課題の抽出に関するアンケート調査に協力するものとする。詳細は、監督職員の指示による。

## (5) 費用

遠隔臨場による工事検査にかかる費用については、受発注者間の協議を踏まえ、技術管理費に積上げ計上する。なお、監督業務で遠隔臨場を実施する工事については、遠隔検査を行うために追加で要する費用が生じた場合に監督職員と協議するものとする。

## (6) 不正行為

遠隔臨場による工事検査において故意に不良箇所を撮影しない等の不正行為等を行った場合は、『建設業者の不正行為等に対する監督処分の基準 令和 7 年 12 月 12 日（国不建第 121 号）』等に従い、監督処分を実施する場合がある。

# 第 4 4 条 契約後 V E 方式

## 1. 定義

「V E 提案」とは、契約書第 19 条の 2 の規定に基づき、設計図書に定める工事の目的物の機能、性能等を低下させることなく請負代金額を低減することを可能とする工事材料、施工方法等に係る設計図書の変更について、受注者が発注者に行う提案である。

## 2. V E 提案の意義及び範囲

(1) 受注者が V E 提案を行う範囲は、設計図書に定められている内容のものとする。

(2) 以下の提案は、V E 提案の範囲に含まないものとする。

1) 施工方法等を除く工期の延長等の施工条件の変更を伴う提案。

2) 契約書第 18 条に規定された条件変更等に該当する事実との関係が認めら

れる提案。

3) 提案の実施に当たり、関係機関協議等、第三者との調整等を要する提案。

### 3. V E 提案書の提出

(1) 受注者は、前項の V E 提案を行う場合は、次に掲げる事項を V E 提案書(別紙様式－1～4)に記載し、発注者に提出しなければならない。

1) 設計図書に定める内容と V E 提案の内容の対比及び提案理由

2) V E 提案の実施方法に関する事項(当該提案に係る施工上の条件等を含む)

3) V E 提案が採用された場合の工事代金額の概算低減額及び算出根拠

4) 発注者が別途発注する関連工事との関係

5) 工業所有権等の排他的権利を含む V E 提案である場合、その取扱いに関する事項

6) その他 V E 提案が採用された場合に留意すべき事項

(2) 発注者は、提出された V E 提案書に関する追加的資料、図書その他の書類の提出を受注者に求めることができる。

(3) 受注者は、前項の V E 提案を契約の締結日より、当該 V E 提案に係る部分の施工に着手する 35 日前までに、発注者に提出できるものとする。

(4) V E 提案の提出費用は、受注者の負担とする。

### 4. V E 提案の審査

提出された V E 提案は、施工の確実性、安全性が確保され、かつ設計図書に定める工事の目的物と比較し、機能、性能等が同等以上で経済性が優位であると判断されるものについては、V E 提案として採用することを原則として審査を行い、当該提案の採否を決定するものとする。

### 5. V E 提案の採否等

V E 提案の採否について、原則として、V E 提案の受領後 14 日以内に書面(別紙様式－5)により通知するものとする。ただし、受注者の同意を得た上でこの期間を延長することができるものとする。また、V E 提案を採用しなかった場合には、その理由を付して通知するものとする。

### 6. V E 提案を採用した場合の設計変更等

(1) V E 提案を採用した場合において、必要があるときは、発注者は設計図書の変更を行わなければならない。

(2) 前項の規定により設計図書の変更が行われた場合において、発注者は、必要があるときは請負代金額を変更しなければならない。

(3) 前項の変更を行う場合においては、V E 提案により請負代金額が低減すると見込まれる額の 10 分の 5 に相当する金額(以下「V E 管理費」という。)を

削減しないものとする。

- (4) V E 提案を採用した後、契約書第 18 条の条件変更が生じた場合、発注者が V E 提案に対する変更案を求めた場合、受注者はこれに応じるものとする。なお、V E 管理費については、原則として変更しないものとする。

#### 7. V E 提案の活用と保護

評定の結果、当該 V E 提案内容の活用が効果的であると認められた場合は、他の工事においても積極的に活用を図るものとする。その場合、工業所有権等の排他的権利を有する提案については、当該権利の保護に留意するものとする。

#### 8. 責任の所在

発注者が V E 提案等を採用し、設計図書の変更を行った場合においても、V E 提案を行った受注者の責任が否定されるものではない。

### 第 4 5 条 施工箇所が点在する工事

本工事は、施工箇所が点在する工事であり、甲府出張所管内、峡南国道出張所及び大和国道出張所管内で施工を行う工事である。

### 第 4 6 条 総価契約単価合意方式

1. 本工事は、請負代金額の変更があった場合における変更金額や部分払金額の算定を行う際に用いる単価等をあらかじめ協議し、合意しておくことにより、設計変更や部分払に伴う協議の円滑化に資することを目的として実施する総価契約単価合意方式の対象工事である。

(共通仕様書 第 3 編 3 - 1 - 1 - 1 の適用)

2. 共通仕様書第 3 編 3 - 1 - 1 - 1 第 2 項、第 6 項及び第 7 項に係る規定は適用しないものとする。

受注者は、契約書第 3 条第 1 項の規定に基づき請負代金内訳書（以下「内訳書」という。）を発注者に提出した後に、当該工事の工事費構成書の提示を求めることができるものとする。

(合意単価の公表)

3. 発注者・受注者間で作成の上合意した単価合意書は、公表するものとする。

### 第 4 7 条 現場技術員

本工事は、現場技術員の配置対象工事であり、現場技術業務を以下のとおり委託している。

甲府出張所及び大和国道出張所管内：R 6・R 7 甲府・大和道路工事監督支援  
業務関東建設・グラウンド設計共同体

峡南国道出張所管内：関東建設マネジメント株式会社

#### **第 4 8 条 施工体制調査員**

本工事は、現場における施工体制の点検補助を関東建設マネジメント（株）に委託している。

また、本工事の施工体制の点検を担当する施工体制調査員の氏名は、別途監督職員より通知する。

なお、施工体制調査員は、工事の情報共有システム（A S P）により電子書類を閲覧し、点検を行うため、施工体制調査員を情報共有システム（A S P）のユーザーに登録するものとする。（「閲覧のみ可能」で登録）

#### **第 4 9 条 施工体制の点検**

1. 受注者は「公共工事の入札及び契約の適正化の 促進に関する法律」（平成 12 年法律第 127 号 最終改正令和 3 年 9 月 1 日）第 15 条 3 項により発注者から施工体制について点検を求められたときは、これを受けることを拒んではない。
2. 施工体制の点検員は当該工事の監督職員、施工体制調査員及び発注担当事務所の職員である。
3. 施工体制調査員は、業務証明書を携帯し、胸に委託業務名、委託先、業務職（施工体制調査員）、氏名、顔写真の入った名札を着用している。
4. 当該工事の監督職員及び発注担当事務所の職員は、所属、氏名、顔写真の入った名札を着用している。
5. 施工体制調査員は、施工体制の点検を行う者で、指示等の権限は有しない。
6. 施工体制調査員は、電子書類の点検を工事の情報共有システム（A S P）により「閲覧」し、点検する。
7. 施工体制調査員は、第 1 回目の現地点検は現地で点検するが、以降の点検は、映像により点検が可能な項目は、必要に応じ、工事の受注者が導入している W E B 会議や遠隔臨場システムを活用し、点検することを可能とする。ただし、立会や打合せ等において W E B 会議や遠隔臨場システムを導入していない工事や現地での点検を希望する工事は、従来通り、現地で点検する。

#### **第 5 0 条 品質証明**

本工事は、品質証明対象工事とする。なお、提出様式は**別紙様式－１２**によるものとする。

## 第５１条 工事完成図書の納品

1. 本工事は電子納品対象工事とする。電子納品とは、「調査、設計、工事などの各業務段階の最終成果を電子成果品として納品すること」をいう。ここでいう電子成果品とは、「工事完成図書の電子納品等要領(令和５年３月)：(以下「要領」という。)」に基づいて作成した電子データを指す。「要領」で特に記載がない項目については、原則として電子データを提出する義務はないが、「要領」の解釈に疑義がある場合は監督職員と協議の上、電子化の是非を決定する。

なお、電子納品の運用にあたっては、「電子納品等運用ガイドライン【土木工事編】(令和６年３月)」を参考とするものとする。

2. 本工事は「オンライン電子納品実施要領」に基づき、オンライン電子納品を行うものとする。オンライン電子納品は、発注者が用意した電子納品保管管理サーバへのオンラインによる納品を原則とする。

なお、オンラインによる納品が実施できない場合は、監督職員と協議の上、電子媒体に格納して納品するものとする。

3. 成果品の提出の際には、電子納品チェックシステムによるチェックを行い、エラーがないことを確認した後、ウイルス対策を実施したうえで提出すること。

## 第５２条 書類限定検査

1. 本工事は、検査に必要な書類を限定し、監督職員と技術検査官の重複確認廃止の徹底及び受注者における説明用資料等の書類削減により効率化を図る「書類限定型工事」の対象である。
2. 書類限定型工事とは、検査時に下記の１０書類に限定して資料検査を行うものとする。

|                     |           |
|---------------------|-----------|
| ①施工計画書              | ⑥出来形管理図表  |
| ②施工体制台帳（下請引取検査書類含む） | ⑦品質管理図表   |
| ③工事打合せ簿（協議）         | ⑧品質規格証明資料 |
| ④工事打合せ簿（提出）         | ⑨品質証明書    |
| ⑤工事打合せ簿（承諾）         | ⑩工事写真     |

なお、以下の工事については対象外とする。

- ・「低入札価格対象工事」又は「監督体制強化工事」は対象外

- ・ 施工中、監督職員より文書等により改善指示が発出された工事は対象外
3. 実施状況や改善点等を把握するためのアンケートに協力する。

### **第53条 ウイルス対策**

受注者は、電子納品時のみならず、監督職員に工事に関する事項について電子データを提出する際にはウイルス対策を実施した上で提出しなければならない。

また、ウイルスチェックソフトは常に最新データに更新（アップデート）しなければならない。

## **第2章 個人情報の取扱いについて**

### **第54条 基本的事項**

受注者は、個人情報の保護の重要性を認識し、この契約による事務を処理するための個人情報の取扱いに当たっては、個人の権利利益を侵害することのないよう、個人情報の保護に関する法律（平成15年5月30日法律第57号）第66条第2項第1号の規定に基づき個人情報の漏えい、滅失、改ざん又はき損の防止その他の個人情報の安全管理のために必要かつ適切な措置を講じなければならない。

### **第55条 秘密の保持**

受注者は、この契約による事務に関して知り得た個人情報の内容をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならない。この契約が終了し、又は解除された後においても同様とする。

### **第56条 取得の制限**

受注者は、この契約による事務を処理するために個人情報を取得するときは、あらかじめ、本人に対し、その利用目的を明示しなければならない。また、当該利用目的の達成に必要な範囲内で、適正かつ公正な手段で個人情報を取得しなければならない。

### **第57条 利用及び提供の制限**

受注者は、発注者の指示又は承諾があるときを除き、この契約による事務を処理するための利用目的以外の目的のために個人情報を自ら利用し、又は提供してはならない。

## 第58条 複写等の禁止

受注者は、発注者の指示又は承諾があるときを除き、この契約による事務を処理するために発注者から提供を受けた個人情報記録された資料等を複写し、又は複製してはならない。

## 第59条 再委託の禁止

受注者は、発注者の指示又は承諾があるときを除き、この契約による事務を処理するための個人情報については自ら取り扱うものとし、第三者にその取扱いを伴う事務を再委託してはならない。なお、発注者の指示又は承諾により第三者に個人情報の取り扱いを伴う事務を再委託する場合（二以上の段階にわたる委託を含む。）には、受注者は当該第三者に対して、個人情報の保護に関する法律（平成15年5月30日法律第57号）第66条第2項第4号に基づく個人情報の漏えい、滅失、改ざん又はき損の防止その他の個人情報の安全管理のために必要かつ適切な措置を講じさせなければならない。

## 第60条 事案発生時における報告

受注者は、個人情報の漏えい等の事案が発生し、又は発生するおそれがあることを知ったときは、速やかに発注者に報告し、発注者の指示に従うものとする。この契約が終了し、又は解除された後においても同様とする。

## 第61条 資料等の返却等

1. 受注者は、この契約による事務を処理するために発注者から貸与され、又は受注者が収集し、若しくは作成した個人情報記録された資料等を、この契約の終了後又は解除後速やかに発注者に返却し、又は引き渡さなければならない。ただし、発注者が、廃棄又は消去など別の方法を指示したときは、当該指示に従うものとする。なお、発注者の指示又は承諾により個人情報記録された資料等を複写等した場合には、確実にそれらを廃棄又は消去するとともに、証明書（別紙－2）を発注者に提出しなければならない。
2. 前項の既定は、発注者の指示又は承諾により第三者に個人情報の取り扱いを伴う事務を再委託する場合（二以上の段階にわたる委託を含む。）にて準用する。

## 第62条 管理の確認等

発注者は、受注者における個人情報の管理の状況について適時確認することが

できる。また、発注者は必要と認めるときは、受注者に対し個人情報の取り扱い状況について報告を求め、又は検査することができる。

### **第 6 3 条 管理体制の整備**

受注者は、この契約による事務に係る個人情報の管理に関する責任者を特定するなど管理体制を定めなければならない。

### **第 6 4 条 従事者への周知**

受注者は、従事者に対し、在職中及び退職後においてもこの契約による事務に関して知り得た個人情報の内容をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に利用してはならないことなど、個人情報の保護に関して必要な事項を周知しなければならない。

## 第3章 土木工事材料

### 第65条 区画線工

1. 塗装厚は、下表のとおりとする。

(1) 溶融式（又は常温式）

| 幅 (cm) | 厚 (mm)          | 摘 要          |
|--------|-----------------|--------------|
| 15     | 1.0 (又は<br>1.5) | 夜間の視認性が優れたもの |
| 45     |                 |              |

(2) 区画線設置様式は (別添-1) のとおりとする。

2. 作業実施上削除した区画線は仮区画線で復旧するものとする。

## 第4章 その他

### 第66条 台帳等作成

台帳等の資料作成については、監督職員の指示により作成し、工事完成時に下記の資料のものを提出するものとする。

提出資料 各2部（原稿1部、コピー1部）

(1) 道路台帳（管理平面図修正（1/500））

(2) 防護柵調書

(3) その他、監督職員の指示によるもの

### 第67条 震災対策

1. 地震発生等の天災に備えて、あらかじめその対応策を定めておくものとする。

2. 地震注意情報等が発令された場合は、直ちに工事を中断し、その情報に応じた適切な保全措置等を講ずるものとする。

### 第68条 道路施設基本データの作成

本工事完成時には、以下に示す『道路施設基本データ』を作成し、監督職員に提出するものとする。ただし、本工事に該当しない施設の基本データは作成しないものとする。

なお、完成後でも、発注者は受注者に対して、『道路施設基本データ』の内容について、説明を求めることがある。

## 1. 道路施設基本データの種類

| 区分   | 施設番号 | 施設名         | 区分         | 施設番号 | 施設名       |
|------|------|-------------|------------|------|-----------|
| 道路構造 | C020 | 縦断勾配        | 付属物および付属施設 | E060 | 道路情報板     |
|      | C030 | 平面線形        |            | E070 | 交通遮断機     |
|      | C050 | 舗装          |            | E080 | I.T.V     |
|      | C060 | 道路交差点       |            | E090 | 車両感知器     |
|      | C070 | 鉄道交差点       |            | E100 | 車両諸元計測施設  |
|      | C080 | 歩道及び自転車歩行車道 |            | E110 | 気象観測施設    |
|      | C090 | 独立専用自歩道     |            | E120 | 災害予知装置    |
|      | C100 | 中央帯         |            | E130 | 自動車駐車場等   |
|      | C110 | 環境施設帯       |            | E140 | 自転車駐車場    |
| 構造物  | D010 | 橋梁          |            | E150 | 雪崩防止施設    |
|      | D020 | 橋側歩道橋       |            | E160 | 落石防止施設    |
|      | D030 | 横断歩道橋       |            | E170 | 消雪パイプ     |
|      | D040 | トンネル        |            | E180 | ロードヒーティング |
|      | D050 | 洞門          |            | E190 | 除雪ステーション  |
|      | D060 | スノーシェッド     |            | E200 | 防災備蓄      |
|      | D070 | 地下横断歩道      |            | E210 | 共同溝       |
|      | D080 | 道路BOX等      |            | E220 | CAB電線共同溝  |
|      | D090 | 横断BOX等      |            | E230 | 植栽        |
|      | D100 | パイプカルバート    |            | E240 | 遮音施設      |
|      | D120 | 擁壁          |            | E250 | 遮光フェンス    |
|      | D130 | スノーシェルター    |            | E270 | 流雪溝       |
|      | E010 | 防護柵         |            | E310 | 防雪林       |
|      | E020 | 道路照明        |            | E320 | 路側放送      |
|      | E030 | 視線誘導標（反射式）  |            | E330 | 光ケーブル施設   |
|      | E040 | 視線誘導標（自光式）  |            | E340 | 道路反射鏡     |
|      | E050 | 道路標識        |            | E350 | ビーコン      |

- 道路施設基本データの作成は、別に定める『道路管理データベースデータ作成マニュアル（案）』によるものとする。
- 道路施設基本データは、『道路施設基本データ作成システム』で作成する。
- 道路施設基本データ作成にあたって工事番号は、CORINS 登録時の「工事契約コード番号」とする。
- 道路施設基本データに係わる以下のものを電子データにて提出すること。
  - 道路施設台帳作成総括表
  - 道路施設基本データ総括表
  - 道路施設基本データ一覧表
  - 道路施設台帳チェックシート
  - 「道路工事完成図等チェックプログラム」によるチェック結果
  - 「電子納品チェックプログラム」によるチェック結果
  - 工事数量総括表

## 第74条 「問合せ番号」及び「路上規制情報システム」

受注者は、「路上規制情報提供システム」への入力を行うものとし、別途監督

職員が通知する「問合せ番号」を工事情報看板及び工事説明看板に掲示するものとする。

なお、これにより難しい場合は、監督職員と協議するものとする。

## **第 7 5 条 工事現場における説明性の向上**

受注者は、事業名、事業の目的・内容・効果、工事名、工事内容、連絡先を記した工事説明書を作成し、近隣住民等から事業内容等の説明を求められた場合は、工事の安全確保に支障のない範囲において、当該工事説明書を配布する等、工事現場の説明性の向上を図るものとする。

また、受注者は、工事現場作業員に対し、工事内容及び事業目的・効果を周知するものとする。

## **第 7 6 条 相談窓口の設置**

本工事は、受注者との相互理解を深めるコミュニケーションの向上を図ることを目的として、作業状況、安全対策、工期設定や必要経緯費等について相談窓口を設置している。

相談窓口を希望する場合は、以下に問合せを行うこと。

相談窓口：道路担当副所長

電 話：055-252-5491（代）

## 明示項目及び明示事項

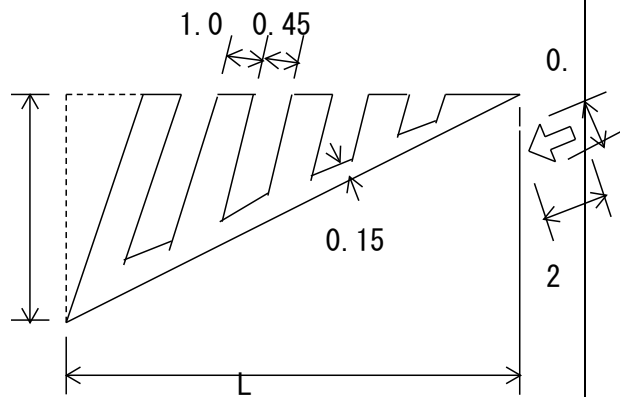
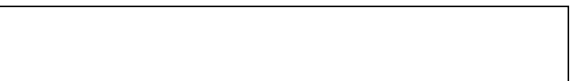
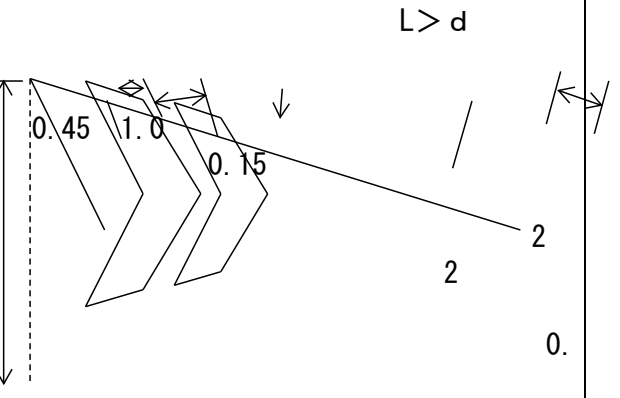
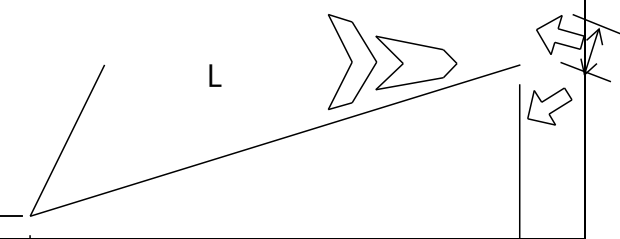
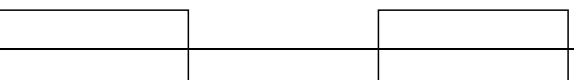
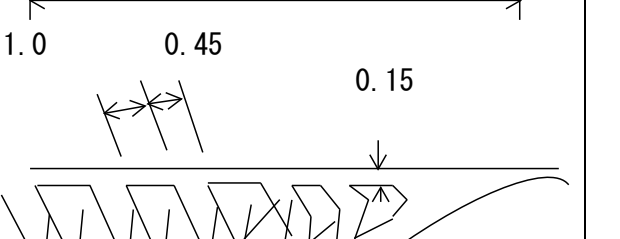
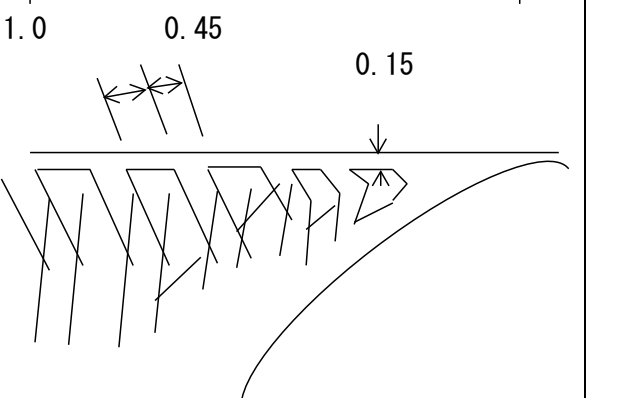
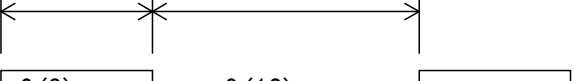
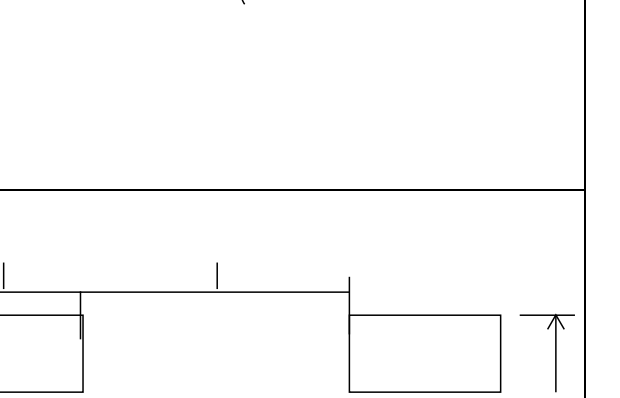
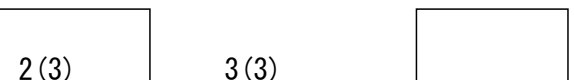
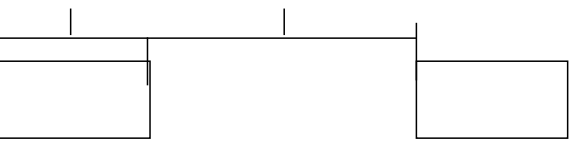
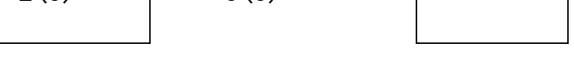
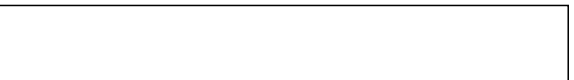
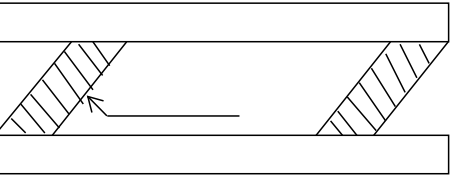
| 明示項目    | 明示事項                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                      | 記載条項 |
|---------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|------|
| 工程関係    | <input type="checkbox"/> 他の工事の開始又は完了の時期により、当該工事の施工時期、全体工事等に影響がある場合は、影響箇所及び他の工事の内容、開始又は完了の時期。<br><input type="checkbox"/> 施工時期、施工時間及び施工方法が制限される場合は、制限される施工内容、施工時期、施工時間及び施工方法。<br><input type="checkbox"/> 当該工事の関係機関等との協議に未成立のものがある場合は、制約を受ける内容及びその協議内容、成立見込み時期。<br><input type="checkbox"/> 関係機関、自治体等との協議の結果、特定された条件が付され当該工事の工程に影響がある場合は、その項目及び影響範囲。<br><input type="checkbox"/> 余裕工期を設定して発注する工事については、工事の着手時期。<br><input type="checkbox"/> 工事着手前に地下埋設物及び埋蔵文化財等の事前調査を必要とする場合は、その項目及び調査期間。又、地下埋設物等の移設が予定されている場合は、その移設期間。<br><input type="checkbox"/> 設計工程上見込んでいる休日日数等作業不能日数。 |      |
| 用地関係    | <input type="checkbox"/> 工事用地等に未処理部分がある場合は、その場所、範囲及び処理の見込み時期。<br><input type="checkbox"/> 工事用地等の使用終了後における復旧内容。<br><input type="checkbox"/> 工事用仮設道路・資機材置き場用の借地をさせる場合、その場所、範囲、時期、期間、使用条件、復旧方法等。<br><input type="checkbox"/> 施工者に、消波ブロック、桁製作等の仮設ヤードとして官有地等及び発注者が借り上げた土地を使用させる場合は、その場所、範囲、時期、期間、使用条件、復旧方法等。                                                                                                                                                                                                                                                                   |      |
| 公害関係    | <input type="checkbox"/> 工事に伴う公害防止（騒音、振動、粉塵、排出ガス等）のため、施工方法、建設機械・設備、作業時間等を指定する必要がある場合は、その内容。<br><input type="checkbox"/> 水替・流入防止施設が必要な場合は、その内容、期間。<br><input type="checkbox"/> 濁水、湧水等の処理で特別の対策を必要とする場合は、その内容（処理施設、処理条件等）。<br><input type="checkbox"/> 工事の施工に伴って発生する騒音、振動、地盤沈下、地下水の枯渇等、電波障害等に起因する事業損失が懸念される場合は、事前・事後調査の区分とその調査時期、未然に防止するために必要な調査方法、範囲等。                                                                                                                                                                                                                     |      |
| 安全対策関係  | <input type="checkbox"/> 交通安全施設等を指定する場合は、その内容、期間。<br><input type="checkbox"/> 鉄道、ガス、電気、電話、水道等の施設と近接する工事での施工方法、作業時間等に制限がある場合は、その内容。<br><input type="checkbox"/> 落石、雪崩、土砂崩落等に対する防護施設が必要な場合は、その内容。<br><input type="checkbox"/> 交通誘導員、警戒船及び発破作業等の保全設備、保安要員の配置を指定する場合又は発破作業等に制限がある場合は、その内容。<br><input type="checkbox"/> 有毒ガス及び酸素欠乏等の対策として、換気設備等が必要な場合は、その内容。                                                                                                                                                                                                                   |      |
| 工事用道路関係 | 一般道路を搬入路として使用する場合<br><input type="checkbox"/> 工事用資機材等の搬入経路、使用期間、使用時間帯等に制限がある場合は、その経路、期間、時間帯等。<br><input type="checkbox"/> 搬入路の使用中和及び使用後の処置が必要である場合は、その処置内容。<br>仮道路を設置する場合。<br><input type="checkbox"/> 仮道路に関する安全施設等が必要である場合は、その内容、期間。<br><input type="checkbox"/> 仮道路の工事終了後の処置（存置又は撤去）。<br><input type="checkbox"/> 仮道路の維持補修が必要である場合は、その内容。                                                                                                                                                                                                                               |      |
| 仮設備関係   | <input type="checkbox"/> 仮土留、仮橋、足場等の仮設物を他の工事に引き渡す場合及び引き継いで使用する場合は、その内容、期間、条件等。<br><input type="checkbox"/> 仮設備の構造及びその施工方法を指定する場合は、その構造及びその施工方法<br><input type="checkbox"/> 仮設備の設計条件を指定する場合は、その内容。                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                         |      |

| 明示項目    | 明示事項                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                    | 記載条項 |
|---------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|------|
| 建設副産物関係 | <input type="checkbox"/> 建設発生土が発生する場合は、残土の受入場所及び仮置き場所までの距離、時間等の処分及び保管条件。<br><input type="checkbox"/> 建設副産物の現場内での再利用及び減量化が必要な場合は、その内容。<br><input type="checkbox"/> 建設副産物及び建設廃棄物が発生する場合は、その処理方法、処理場等の処理条件。<br>なお、再資源化処理施設又は最終処分場を指定する場合は、その受入場所、距離、時間等の処分条件。                                                                                                                                                                                                                                                                                              |      |
| 工事支障物件等 | <input type="checkbox"/> 地上、地下等の占用物件の有無及び占用物件等で工事支障物が存在する場合は、支障物件名、管理者、位置、移設時期、工事方法、防護等。<br><input type="checkbox"/> 地上、地下等の占用物件工事と重複して施工する場合は、その工事内容及び期間等。                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                             |      |
| 薬液注入関係  | <input type="checkbox"/> 薬液注入を行う場合は、設計条件、工法区分、材料種類、施工範囲、削孔数量、削孔延長及び注入量、注入圧等。<br><input type="checkbox"/> 周辺環境への調査が必要な場合は、その内容。                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                          |      |
| その他     | <input type="checkbox"/> 工事用資機材の保管及び仮置きが必要である場合は、その保管及び仮置き場所、期間、保管方法等。<br><input type="checkbox"/> 工事現場発生品がある場合は、その品名、数量、現場内での再使用の有無、引き渡し場所等。<br><input type="checkbox"/> 支給材料及び貸与品がある場合は、その品名、数量、品質、規格又は性能、引渡場所、引渡期間等。<br><input type="checkbox"/> 関係機関・自治体等との近接協議に係る条件等その内容。<br><input type="checkbox"/> 架設工法を指定する場合は、その施工方法及び施工条件。<br><input type="checkbox"/> 工事用電力等を指定する場合は、その内容。<br><input type="checkbox"/> 新技術・新工法・特許工法を指定する場合は、その内容。<br><input type="checkbox"/> 部分使用を行う必要がある場合は、その箇所及び使用時期。<br><input type="checkbox"/> 給水の必要のある場合は、取水箇所・方法等。 |      |

| 工 種       |           | 単位                          | 数 量    | 令和7年度 |  |    |  |    |  |     |  |     |  |     |  | 備考                   |
|-----------|-----------|-----------------------------|--------|-------|--|----|--|----|--|-----|--|-----|--|-----|--|----------------------|
|           |           |                             |        | 7月    |  | 8月 |  | 9月 |  | 10月 |  | 11月 |  | 12月 |  |                      |
| 準備        |           | 式                           | 1      |       |  |    |  |    |  |     |  |     |  |     |  | ・40日間                |
| 甲府出張所管内   | 区画線工      | m                           | 20,500 |       |  |    |  |    |  |     |  |     |  |     |  | (1pt)                |
| 大月出張所管内   | 区画線工      | m                           | 9,500  |       |  |    |  |    |  |     |  |     |  |     |  | (1pt)                |
| 大和国道出張所管内 | 区画線工      | m                           | 12,700 |       |  |    |  |    |  |     |  |     |  |     |  | (1pt)                |
| 峡南国道出張所管内 | 区画線工      | m                           | 6,350  |       |  |    |  |    |  |     |  |     |  |     |  | (1pt)                |
| 後片付け      |           | 式                           | 1      |       |  |    |  |    |  |     |  |     |  |     |  | ・20日間                |
| 制約条件      | 関連工事(前工事) | —                           |        |       |  |    |  |    |  |     |  |     |  |     |  |                      |
|           | 関係機関協議    | —                           |        |       |  |    |  |    |  |     |  |     |  |     |  |                      |
|           | 住民合意      | —                           |        |       |  |    |  |    |  |     |  |     |  |     |  |                      |
|           | 用地確保      | —                           |        |       |  |    |  |    |  |     |  |     |  |     |  |                      |
|           | 法定手続き     | —                           |        |       |  |    |  |    |  |     |  |     |  |     |  |                      |
|           | 支障物件の移設   | —                           |        |       |  |    |  |    |  |     |  |     |  |     |  |                      |
|           | 年末年始、お盆   | —                           |        |       |  |    |  |    |  |     |  |     |  |     |  | ・12月下旬～1月上旬<br>・8月中旬 |
|           | 出水期間      | —                           |        |       |  |    |  |    |  |     |  |     |  |     |  |                      |
|           | 路上工事抑制    | —                           |        |       |  |    |  |    |  |     |  |     |  |     |  | ・3月                  |
| 雨休率の適用    |           | 準備・後片付けを除く、雨休率(猛暑日補正有り※)を適用 |        |       |  |    |  |    |  |     |  |     |  |     |  |                      |

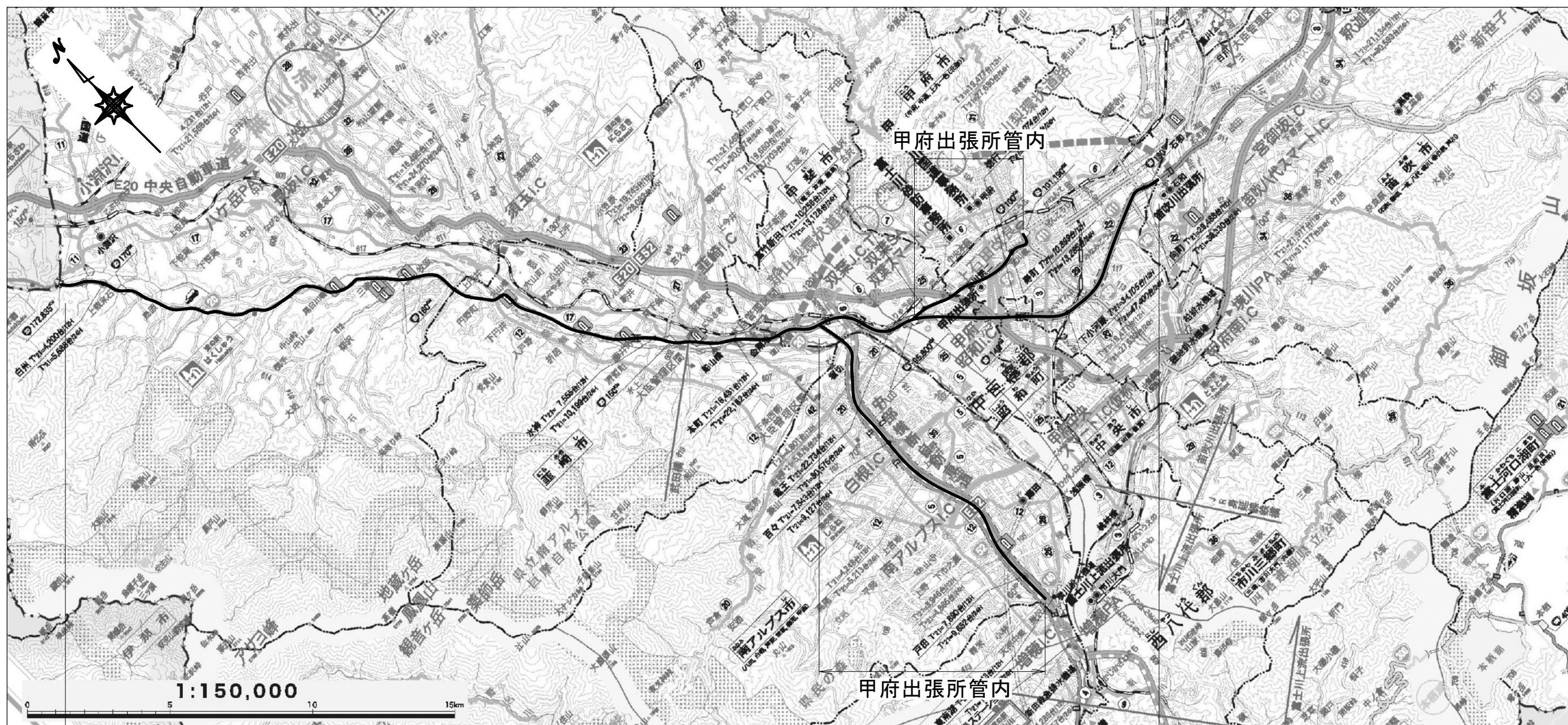
区画線設置様式（例）

(単位：m)

| 区 分                |             |   | 幅 ・ 長 さ ・ 間 隔                                                                              | 区 分                        | 幅 ・ 長 さ ・ 間 隔                                                                                          |
|--------------------|-------------|---|--------------------------------------------------------------------------------------------|----------------------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 車 道 中 央 線<br>(101) | 実 線<br>1 本  | 0 | <br>0.2   | 路 の 上 障 害 物 近 接<br>(106)   | 8<br>物 害 d<br>障<br> |
|                    | 実 線<br>2 本  | 5 | <br>0.1   |                            |                    |
|                    | 破 線         | 5 | <br>0.1   |                            |                   |
|                    | 破 線         | 5 | <br>0.1  |                            |                   |
| 車 線 境 界 線<br>(102) | 実 線         | 5 | <br>0.1 | 導 流 帯<br>(107)             |                   |
|                    | 破 線         | 5 | <br>0.1 |                            |                   |
| 車 外 側 線<br>(103)   | 登 坂 加減速 バス停 | 5 | <br>0.1 | 路 駐 車 場<br>(108)           | <br>0.4           |
|                    | 登 坂 加減速 バス停 | 5 | <br>0.1 |                            | <br>0.4           |
| 車 道 の 変 更<br>(105) | 登 坂 加減速 バス停 | 5 | <br>0.1 | チ ャ ッ タ バ ー 分 離 帯<br>(109) | <br>0.1           |
|                    | 登 坂 加減速 バス停 | 5 | <br>0.1 |                            | <br>0.1           |

( ) 内は自動車専用道路に適用

位置図(1) S=1:150,000



甲府出張所管内

区画線工 溶融式区画線 実線15cm L=15,000m、破線15cm L=5,000m  
ゼブラ45cm L=250m、矢印・文字・記号 15cm換算 L=250m

|       |                     |       |          |
|-------|---------------------|-------|----------|
| 工事名   | R8 甲府河川国道事務所区画線設置工事 |       |          |
| 図面名   | 位置図(1)              |       |          |
| 縮尺    | 1:150,000           | 図面番号  | 5の1      |
| 年月日   | 令和8年5月              |       |          |
| 所長    | 副所長                 | 事業対策官 | 専門調査官 設計 |
| 設計会社名 |                     |       |          |
| 事務所名  | 国土交通省 甲府河川国道事務所     |       |          |

位置図(2) S=1:150,000



大月出張所管内

大月出張所管内

区画線工 溶融式区画線 実線15cm L=7,500m、破線15cm L=1,500m  
ゼブラ45cm L=300m、矢印・文字・記号 15cm換算 L=200m

|       |                      |      |     |
|-------|----------------------|------|-----|
| 工事名   | R 8 甲府河川国道事務所区画線設置工事 |      |     |
| 図面名   | 位置図(2)               |      |     |
| 縮尺    | 1:150,000            | 図面番号 | 5の2 |
| 年月日   | 令和8年5月               |      |     |
| 設計会社名 |                      |      |     |
| 事務所名  | 国土交通省 甲府河川国道事務所      |      |     |

位置図(3) S=1:150,000



大和国道出張所管内

区画線工 溶融式区画線 実線15cm L=10,000m、破線15cm L=2,000m  
 セブ45cm L=200m、矢印・文字・記号 15cm換算 L=500m

|       |                     |      |     |
|-------|---------------------|------|-----|
| 工事名   | R8 甲府河川国道事務所区画線設置工事 |      |     |
| 図面名   | 位置図(3)              |      |     |
| 縮尺    | 1:150,000           | 図面番号 | 5の3 |
| 年月日   | 令和8年5月              |      |     |
| 設計会社名 |                     |      |     |
| 事務所名  | 国土交通省 甲府河川国道事務所     |      |     |

位置図(4) S=1:150,000



峡南国道出張所管内

区画線工 溶融式区画線 実線15cm L=5,000m、破線15cm L=1,000m  
ゼブラ45cm L=200m、矢印・文字・記号 15cm換算 L=150m

|       |                      |      |       |
|-------|----------------------|------|-------|
| 工 事 名 | R 8 甲府河川国道事務所区画線設置工事 |      |       |
| 図 面 名 | 位 置 図 ( 4 )          |      |       |
| 縮 尺   | 1 : 150,000          | 図面番号 | 5 の 4 |
| 年 月 日 | 令和 8 年 5 月           |      |       |
| 設計会社名 |                      |      |       |
| 事務所名  | 国土交通省 甲府河川国道事務所      |      |       |

数量総括表

甲府出張所管内

| 工 種  | 種 別   | 細 別           | 規 格                           | 単 位 | 数 量    | 摘 要 |
|------|-------|---------------|-------------------------------|-----|--------|-----|
| 区画線工 | 区画線工  | 溶融式区画線        | 溶融式手動 実線15cm 厚1.5mm<br>排水性舗装無 | m   | 15,000 |     |
|      |       | 溶融式区画線        | 溶融式手動 破線15cm 厚1.5mm<br>排水性舗装無 | m   | 5,000  |     |
|      |       | 溶融式区画線        | 溶融式手動 せづ45cm 厚1.5mm<br>排水性舗装無 | m   | 250    |     |
|      |       | 溶融式区画線        | 溶融式手動 破線15cm 厚1.5mm<br>排水性舗装無 | m   | 250    |     |
| 仮設工  | 交通管理工 | 交通誘導警備員<br>夜間 | A                             | 式   | 1      |     |
|      |       | 交通誘導警備員<br>夜間 | B                             | 式   | 1      |     |

大月出張所管内

| 工 種  | 種 別   | 細 別           | 規 格                           | 単 位 | 数 量   | 摘 要 |
|------|-------|---------------|-------------------------------|-----|-------|-----|
| 区画線工 | 区画線工  | 溶融式区画線        | 溶融式手動 実線15cm 厚1.5mm<br>排水性舗装無 | m   | 7,500 |     |
|      |       | 溶融式区画線        | 溶融式手動 破線15cm 厚1.5mm<br>排水性舗装無 | m   | 1,500 |     |
|      |       | 溶融式区画線        | 溶融式手動 せづ45cm 厚1.5mm<br>排水性舗装無 | m   | 300   |     |
|      |       | 溶融式区画線        | 溶融式手動 破線15cm 厚1.5mm<br>排水性舗装無 | m   | 200   |     |
| 仮設工  | 交通管理工 | 交通誘導警備員<br>夜間 | A                             | 式   | 1     |     |
|      |       | 交通誘導警備員<br>夜間 | B                             | 式   | 1     |     |

大和国道出張所管内

| 工 種  | 種 別   | 細 別           | 規 格                           | 単 位 | 数 量    | 摘 要 |
|------|-------|---------------|-------------------------------|-----|--------|-----|
| 区画線工 | 区画線工  | 溶融式区画線        | 溶融式手動 実線15cm 厚1.5mm<br>排水性舗装無 | m   | 10,000 |     |
|      |       | 溶融式区画線        | 溶融式手動 破線15cm 厚1.5mm<br>排水性舗装無 | m   | 2,000  |     |
|      |       | 溶融式区画線        | 溶融式手動 せづ45cm 厚1.5mm<br>排水性舗装無 | m   | 200    |     |
|      |       | 溶融式区画線        | 溶融式手動 破線15cm 厚1.5mm<br>排水性舗装無 | m   | 500    |     |
| 仮設工  | 交通管理工 | 交通誘導警備員<br>夜間 | A                             | 式   | 1      |     |
|      |       | 交通誘導警備員<br>夜間 | B                             | 式   | 1      |     |

峡南国道出張所管内

| 工 種  | 種 別   | 細 別           | 規 格                           | 単 位 | 数 量   | 摘 要 |
|------|-------|---------------|-------------------------------|-----|-------|-----|
| 区画線工 | 区画線工  | 溶融式区画線        | 溶融式手動 実線15cm 厚1.5mm<br>排水性舗装無 | m   | 5,000 |     |
|      |       | 溶融式区画線        | 溶融式手動 破線15cm 厚1.5mm<br>排水性舗装無 | m   | 1,000 |     |
|      |       | 溶融式区画線        | 溶融式手動 せづ45cm 厚1.5mm<br>排水性舗装無 | m   | 200   |     |
|      |       | 溶融式区画線        | 溶融式手動 破線15cm 厚1.5mm<br>排水性舗装無 | m   | 150   |     |
| 仮設工  | 交通管理工 | 交通誘導警備員<br>夜間 | A                             | 式   | 1     |     |
|      |       | 交通誘導警備員<br>夜間 | B                             | 式   | 1     |     |

|       |                        |      |       |
|-------|------------------------|------|-------|
| 工 事 名 | R 8 甲府河川国道事務所管内区画線設置工事 |      |       |
| 図 面 名 | 数量総括表                  |      |       |
| 縮 尺   | —                      | 図面番号 | 5 の 5 |
| 年 月 日 | 令和 8 年 5 月             |      |       |
| 設計会社名 |                        |      |       |
| 事務所名  | 国土交通省 甲府河川国道事務所        |      |       |